

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



業務上災害に伴う事業者としての費用や
業務外疾病に備えたい方に

事業用

業務災害補償保険

令和7年4月以降保険始期用



まだ誰も知らない安心を、ともに。



「タフビズ業務災害補償保険」は
ベルマーク協賛商品です。



業務災害補償保険

事業活動のリスクを
トータルガード!

自動車事故
の補償

従業員等の
ケガ・病気など
の補償

物損害・
休業損害
の補償

損害賠償
の補償

タフビズ 業災
ヘルスケア **PLUS+**



P.9~をご覧ください。

業務上災害に加え、
業務外の疾病など、
さまざまなリスクを補償します。

シーエスバイ

バイ

ディーエックス

CSV × DX

Creating Shared Valueの略語
社会との共通価値を創造していくこと

デジタルトランスフォーメーションの略語
デジタル技術を活用し、価値を変革させること

デジタル技術の活用で、
さまざまな課題を解決。
お客さま・地域・社会と“ともに”
よりよい未来を実現します。

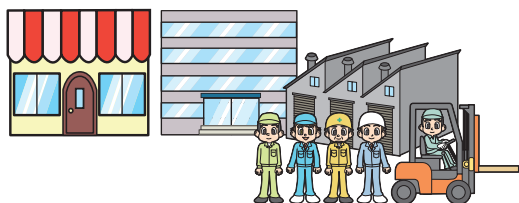
労働人口減少に伴う人材確保課題の顕在化
や働き方の多様化などさまざまな環境変化
が起こる中、お客さま・地域・社会とともに、
特色ある商品・サービスを通じて社会・地域
課題の解決に取り組んでいます。



「**会社をまもる補償**」と「**従業員等をまもる補償**」で、事業活動を支援し、
新しい安全・安心の「カタチ」をタフビズ業務災害補償保険で提供します。

少子高齢化に伴う労働人口減少という社会課題に立ち向かうために…

会社をまもる補償 事業の成長・安定

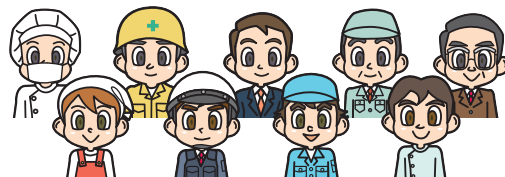


労災事故が発生した際の
充実した補償でバックアップ

**タフビズ
業務災害
補償保険**



従業員等をまもる補償 福利厚生充実



業務外疾病の補償に加え、
「治療と仕事の両立」や
「育児と仕事の両立」等を後押し

選ばれる会社づくりを、ともに。

万が一の際の「補償」を提供するだけでなく、データ・デジタル技術を活用し、
事故・災害による被害を「未然に防ぐ」「影響を減らし、回復を支援する」ことをサポートします。

未然に防ぐ

**メンタルヘルスサポート
ストレスチェックサポート**

15 16 ページ

充実した補償



05 ~ 14 ページ

影響を減らし、回復を支援する

It's MORE
いつも安心。もっと安心。

裏表紙

業務災害リスクへの対応

複雑化した労務課題に対応できる保険の選択が求められています。

高額な賠償を求められた場合の備えはできていますか？

■想定される事例

CASE.1

過重な業務を与え、従業員が心疾患を発症し、脳に後遺障害が残った。長時間労働を強いた企業の安全配慮義務違反の結果であるとして、従業員と両親が同社を訴えた。

約1億9,500万円

CASE.2

従業員が、上司からパワハラを受けて精神疾患を発症し、自殺した。遺族が会社に対して損害賠償を求め、同社を訴えた。

約7,000万円

CASE.3

建設業の従業員だった男性が高所作業中に転落し、死亡。遺族は企業の安全配慮義務違反の結果であるとして、同社を訴えた。

約4,500万円

企業の安全配慮義務違反を問われた場合、**高額な賠償請求をされる可能性があります。**
労災事故はどんな業種でも起こる可能性があるため、**備えが必要です。**



高額賠償への備え

業務中の事故で大けがをして後遺障害を負った場合や長時間労働による過労自殺で労災認定された場合など、企業の負担する賠償額は高額になってきます。



■例えば、一家の支柱が死亡し、訴訟となった場合

試算条件 30才 男性 年収500万円 被扶養者2名

逸失利益

被災しなければ
得られたであろう将来の収入

被害者の立場	生活費控除率
一家の支柱(被扶養者1人)	40%
一家の支柱(被扶養者2人以上)	30%
女子(一家の支柱以外)	30%
男子(一家の支柱以外)	50%

年令	就労可能年数	ライフニッツ係数
20才	47	25.025
30才	37	22.167
40才	27	18.327
50才	17	13.166
60才	12	9.954

収入金額(年収)

500万円

×

(1 - **生活費控除率**)

30%

×

ライフニッツ係数

22.167

×

約7,760万円

慰謝料

精神的苦痛に対する
損害

被害者の立場	死亡慰謝料
一家の支柱	2,800万円
母親・配偶者	2,400万円
その他	2,000~2,200万円

=

2,800万円

葬祭費用等

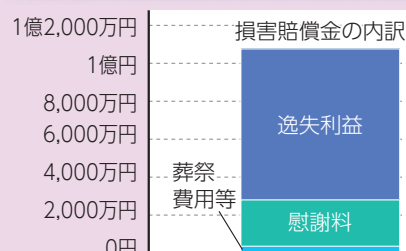
被災したことにより、
支出を余儀なくされた
費用

治療関係費用 葬祭関係費用 弁護士費用 など

= 約200万円

A + B + C = 損害発生金額 合計 約1億760万円(注)

(注) 令和2年4月1日以降に発生した災害における損害の目安を記載しています。



(注) 賠償額から差し引くことができる政府労災保険給付金

政府労災保険
給付金を差し引いた
約9,760万円は
企業の自己負担
となります。



〈賠償額から差し引くことができる政府労災保険給付金〉

政府労災保険の遺族給付である遺族補償年金は、1回に限り、年金の前払いを受けることができます。給付の内容は給付基礎日額の最高1,000日分(給付基礎日額1万円の場合は1,000万円)まで選択が可能であり、その場合、給付された一時金は賠償額から差し引くことができます。また、年金給付の場合は遺族が既に受け取った額を賠償額から差し引くことができます。

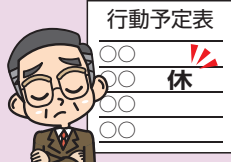
※将来支給される年金は、たとえその支給が確定しているも賠償額から差し引くことができないというのが最高裁の判例となっています。(最三小判昭和52年10月25日三共自動車事件)

業務災害リスクへの

複雑化した労務課題に対応できる保険の選択が求められています

メンタルヘルスへの対応

最近よく
休んでるなあ…



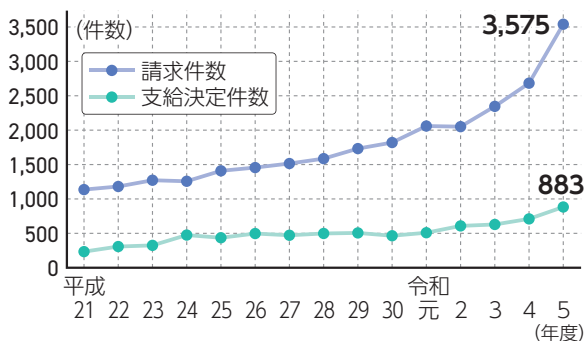
なんて軽く考えて
放置していませんか？



精神障害は放置していると
深刻な事態に発展する
場合があります。

精神障害の労災認定件数は年々増加しています。
また、近年の主な労働関係法令 **1** の成立・改正で事業者は、
より厳格な労務管理を求められています。

精神障害等労災補償状況 出典:厚生労働省報道発表資料



高度化
対応は

業務災害
過重労働



過重労働への対応

1日約8人が勤務問題を原因に自殺

時間外労働の
過労死ライン(目安)

2~6か月平均で
月**80時間**

勤務問題を原因と
する自殺者数

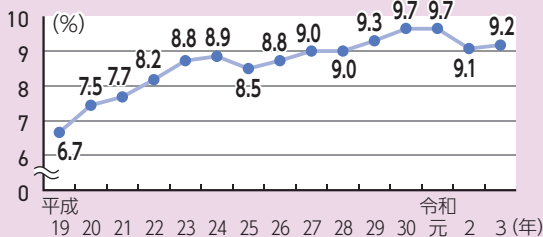
年間
2,875人

出典:厚生労働省「労働時間の評価の目安」

出典:厚生労働省/警察庁「令和5年中における
自殺の状況」

勤務問題を原因・動機の1つとする自殺者の割合が増加

日本の自殺者数は減少傾向にありますが、一方で自殺者総
数に対する、「勤務問題を原因・動機の1つとする自殺者」
の割合は下表のとおり増加傾向にあります。



出典:厚生労働省「令和4年版過労死等防止対策白書」

業務災害に対する再発防止の重要性



再発防止策が
不十分である
ことによる
悪影響

労災事故が発生
すると、企業ブラン
ドのイメージが大
きく損なわれさら
にはSNS等での風
評被害にまで発展
する可能性があります。
再発防止策が不
十分であれば、社
会的な信頼を失う
だけでなく、顧客離
れや人材の採用難に
繋がり、業績や企業
の将来性にも影響
を及ぼします。



1 近年の主な労働関係法令

労働者保護を目的とした右
記のような法令の成立・改
正により、事業者の管理責
務はより厳格化されてきて
います。

施行年月	法令	成立・改正	内容
平成20年3月	労働契約法	成立	事業者の「安全配慮義務違反」が明文化
平成25年4月	労働契約法	改正	有期・無期労働者間の不合理な労働条件相違を禁止
平成27年12月	労働安全衛生法	改正	労働者の心理的負担把握のためのストレスチェック義務化(50人以上の事業所)
平成31年4月	労働基準法など	改正	罰則付時間外労働の上限規制など
令和2年6月	労働施策総合推進法	改正	大企業で、パワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務化
令和4年4月	労働施策総合推進法	改正	中小企業でも、パワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務化

ます。

する企業責任への
万全ですか？



雇用 トラブル

補償金の支払い



紛争(訴え)の発生



弁護士相談費用の発生



賠償金の支払い



再発防止、職場改善

雇用トラブルへの対応

労働審判²等の紛争解決手段の多様化や雇用問題を取り扱う弁護士の増加などにより、労働紛争は高止まりしています。
都道府県労働局に寄せられる民事上の個別労働紛争相談内容は「いじめ・嫌がらせ」が一番多く、そのような職場での不当行為に業務執行性³があると認められれば会社が責任を問われることになります。

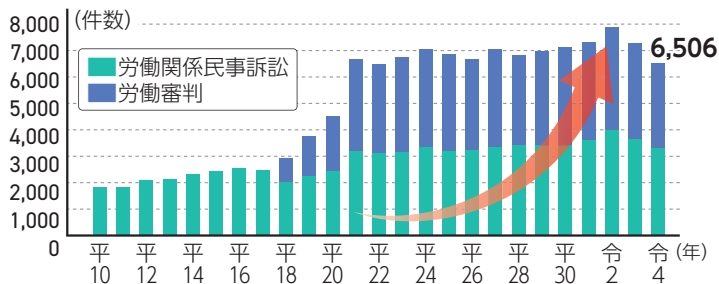
■ なかにはこんなケースも…



元従業員から突然の内容証明郵便！
いやいや聞いてて入社する時に確かに確認しなかったけど、あのパソコン使えなかったんだよ。何度も教えたんだけど使えないようにならなくて。それで、本当はうちだって人手が足りないし、いま忙しくて新しく採用している余裕がなくてないのに、泣く泣くやめてもらったんだよ。
そうしたら弁護士味方につけて不当に解雇されたから慰謝料払えだなんて、こんな郵便物送られてきて…

労働関係民事訴訟・労働審判新受件数

出典:厚生労働省報道発表資料



従業員へのハラスメント



飲み会のたびに過去の恋愛経験や現在の交際有無などを上司から執拗に聞かれる。もう行きたくないよ…

従業員 に対するセクハラ



また無理難題を押し付けられた。何をやっても怒られるし、こんな状態、いつまで続くんだろう？ 早くこの会社から逃げ出したい…

従業員 に対するパワハラ

第三者へのハラスメント

部下が担当している取引先の担当者から、「製品の納品期限を厳しく詰められるうえに『お前は無能だ！』と罵倒されている。」と言われてしまった…

取引先 に対するパワハラ



当社の取引先から「御社のAさんが打ち合わせのたびに触れてくる。拒否してもやめてくれない」と連絡を受けてしまった…

取引先 に対するセクハラ



不当解雇



労働条件の改善をもとめて会社に不満を訴えたら報復として解雇されてしまった…。職場環境を良くするために声を上げたのに、納得できない！

従業員 の不当解雇



病気を理由に解雇させられた。無理な配置転換をさせられて病気が悪化したのに、ひどい扱いだ！

従業員 の不当解雇

2 労働審判

労働者と事業者との間に生じた労働関係の紛争を裁判所において迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とし設けられた制度です。(平成18年4月開始)

3 業務執行性

加害者が行った被害者に対する不当行為が、会社の業務の一部または業務に密接に関連する行為として行われたことを指します。業務執行性が認められた場合には、使用者(企業)の責任が問われることになります。

業務上災害への補償

業務に起因するケガや病気により、事業者が支出する費用を

基本の補償

業務に起因するケガや病気の補償を、政府労災認定とは別にお支払いします。^(注1)
従業員等の補償対象者が事業者の業務に従事している間に身体障害を被った場合、事業者が費用を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします(一部の特約を除きます)。詳細は、P.19以降をご覧ください。

1 死亡補償保険金	事故日から180日以内に死亡した場合等に保険金をお支払いします。
2 後遺障害補償保険金	事故日から180日以内に後遺障害が発生した場合等に保険金をお支払いします。
3 入院補償保険金 ^(注2)	事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて180日を限度に保険金をお支払いします。
4 手術補償保険金	事故日から180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
5 通院補償保険金 ^(注3)	事故による身体障害のために通院した場合に、通院した日数に応じて保険金をお支払いします。
6 使用者賠償責任補償	業務中に発生した補償対象者の身体の障害により事業者が負担する賠償損害を補償します。
7 コンサルティング費用補償	補償対象者が業務に従事している間に身体の障害を被ったまたは被ったと疑われる場合等に、事業者等が負担した弁護士相談費用等のコンサルティング費用を補償します。
8 事業者費用補償 ^(注4)	ベネフィット・ワイド共通 以下の費用を補償します。 ①補償対象者の身体障害などにより、事業者が負担した葬儀費用や、代替人員確保のための求人・採用費用^(注5)等 ②補償対象者が労災保険法等により給付が決定した精神障害等により、休職した際の職場復帰に向けた対策にかかる費用や、職場復帰支援プランの作成にかかる費用 ワイドのみ 以下の費用を補償します。 ①補償の対象となる事故が発生したことによって失った、事業者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用 ②補償対象者が業務に従事している間に被った身体障害と同種の事象を防止するために、有益と認められる設備・器具・装置・端末・機器の設置・導入費用等
9 特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)	補償対象者が業務中、業務外を問わず特定感染症に感染し、保険期間中に発病した場合に、その発病の日から180日以内に負担した葬儀費用や消毒費用などを補償します。
10 雇用慣行賠償責任補償 ^(注6)	補償対象者が被った差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為または第三者に対して行われたハラスメントまたは人格権侵害に起因して事業者等が負担する賠償損害を補償します。



すべてのご契約に、業務災害補償保険追加特約、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約、サイバーインシデント補償特約、

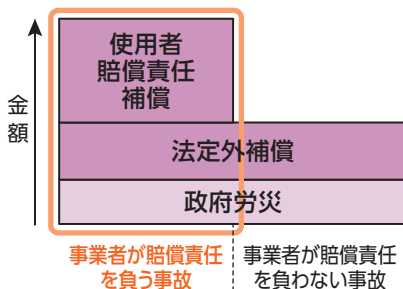
特におすすめの特約!

下記2特約をセットすることで、事業の成長と安定には欠かせな

使用者賠償責任補償特約

1 事業者を守るために高額賠償への備えが必要!

事業者には「安全配慮義務」があるため、従業員等が労災事故で身体障害を被り、事業者側の安全配慮義務違反が認められた場合、法律上の使用者責任を負わなければなりません。



2 役員個人や部長や課長など中間管理職が訴えられた場合も補償可能!



(注1) 政府労災の認定を受けた場合でも保険金をお支払いできないことがあります。

(注2) 事故日から180日以内の入院を対象とし、1事故につき180日が限度となりますが、日数を変更することもできます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注3) 事故日から180日以内の通院を対象とし、1事故につき90日が限度となりますが、日数を変更することもできます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注4) ベーシックプランとワイドプランで補償範囲が異なります。また、フリープランでは、実損型以外に定額型もお選びいただけます。詳細はP.19以降の「補償内容の詳細」をご参照ください。

(注5) 補償対象者(役員等および使用人)が副業に従事している間に身体障害を被った場合を含みます。

補償します。

補償 (特約) を任意に
セットできる
「フリープラン」も
あります。



おすすめ!

具体例

- 猛暑での作業中、従業員が熱中症を発症、その後死亡した。
- 工場で作業中、従業員が機械に巻き込まれて指を切断し、後遺障害が生じた。
- 貨物の下敷きとなり全身を強打した従業員が入院した。
- 調理中に大やけどを負った従業員が手術を受けた。
- 従業員が作業中に転倒し靭帯を損傷、通院した。
- 従業員が業務中に死亡、遺族から管理責任を問われた。
- 業務中に発生した従業員のケガについて会社の責任の有無などを弁護士に相談した。

ベーシック・ワイド共通

- ① 労災事故により死亡した従業員の葬儀費用を負担、代替者の求人・採用活動を行った。
- ② 従業員が精神障害により休職して、労災認定を受けた。そのため、従業員の職場復帰に向けた対策のための費用を支出した。

ワイドのみ

- 作業員が侵入禁止区域に誤って侵入し、空いていた穴に転落し死亡した。同種の事故の再発防止策として、侵入禁止区域への侵入防止のセンサーを導入した。
- 従業員が特定感染症に感染したため、事業場の消毒を行った。
- 職場での立場を利用した嫌がらせにより退職せざるを得なくなったとして、会社の管理責任を問われた。

☑ ワイドプラン

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

☑ ベーシックプラン

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

☑ エコノミープラン

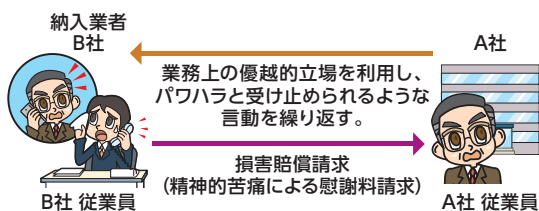
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

職業性疾病補償特約、契約内容変更に関する特約が自動セットされます。詳細はP.19以降の「補償内容の詳細」をご参照ください。

い「会社をまもる補償」を提供します。

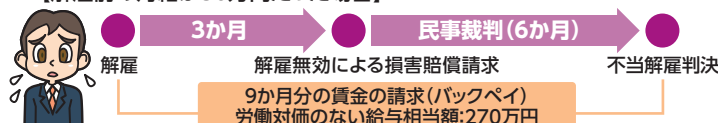
雇用慣行賠償責任補償特約

1 第三者ハラスメントでは従業員が加害者側の場合も被害者側の場合も補償可能!



2 不当解雇によるバックペイも補償可能! 和解や判決などで不当解雇であるとされた場合、解雇から従業員の地位が確認されるまでの間は、解雇日に遡って雇用関係が有効であったと認められるため、賠償金が高額になる場合があります。

【解雇前の月給が30万円だった場合】



(注6) 初年度契約の始期日より前に行われた不当解雇等は補償されません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

ア. 初年度契約の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合

イ. 他の保険会社において、初年度契約の始期日を保険期間の満期日とし、不当行為に起因する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、他の保険会社の保険契約の保険期間中に行われた不当解雇等について損害賠償請求がなされた場合

※他社で保険加入していた証明として他社証券 (写) を契約加入時にご提出いただく必要があります。他社証券 (写) のご提出がない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

詳細はP.19以降の「補償内容の詳細」をご参照ください。

補償を追加・拡大する

基本の補償にセットすることで、お客さまのニーズにあわせた



オプション補償

別に定める特約保険料を払い込みいただくことでセットできオプション補償で補償の拡充をご検討ください。

おすすめ!

その他のニーズに対応する特約

☑ 被災労働者支援費用補償特約

従業員等が業務中に身体障害を被ることで死亡または就業不能となった場合に、事業者が負担する費用を補償する特約です。

【外国人労働者の労災事故時に発生する費用例】
(従業員の国籍および親族の居住地がベトナムの場合)

項目	費用
療養のために、一時帰国する費用	片道約6万円
治療や労災手続等のやり取りにかかる通話料(国際電話)・郵送代	約5万円 (通話は、3時間として計算)
看病を行うために、親族が来日する費用	往復約12万円 宿泊費約6万円 (看病のため複数日宿泊)

外国人労働者^(注)の場合、親族への謝罪・説明を行うにも居住地が遠方となるため、交通費だけでも大きな負担となります。

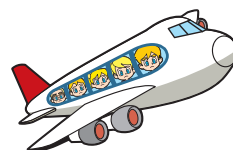
(注) 補償対象者は外国人労働者に限定していません。



就業不能とは

身体障害を被り、その治療のため入院していることまたは治療を受けていることにより就いていた業務または職務を果たす能力を全く失っている状態をいいます。ただし、業務または職務に従事した場合等を除きます。例えば、身体障害を被ったため出勤できず在宅勤務をする場合は、「就業不能」には該当しません。

具体例



外国人労働者が労災事故により入院し就業不能となり、生活補助のため来日した親族の交通費等が発生した。

☑ 天災危険補償特約

普通保険約款およびセットされる特約において保険金の支払対象とならない、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」等に該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いする特約です。



地震



噴火



津波

これらの事由により被った身体の障害について、安全配慮義務違反による賠償損害に備えるには、天災危険補償特約に加えて使用者賠償責任補償特約のセットが必要です。



具体例



業務中の地震発生時、避難誘導が誤っていたために従業員が死亡。安全配慮義務違反を問われ、遺族から損害賠償請求された。

基本の補償内容を
拡大する特約

☑ 傷害医療費用補償保険金支払特約

医師の指示により行った治療に関する費用や病院等に支払った費用など、治療のために負担した費用を実費で補償します。

☑ 入院時一時補償保険金支払特約

2日以上入院した場合に入院時一時補償保険金をお支払いします。^(注)



政府労災に特別加入していない役員が業務中にケガをして治療費を負担したため、会社は補償金を支払った。



従業員が業務中にケガをして2日以上入院したので、会社は一時金として補償金を支払い、従業員は入院時に必要な物品購入費に充てた。

建設業の場合

経営事項審査制度の加点について

タフビズ業務災害補償保険は、国土交通
※審査時の加点を保証するものではありません。

特約

STEP
1

補償内容のご説明
(概要)

STEP
2

ご契約条件

STEP
3

補償内容の詳細

補償を提供します。

る特約があります。ケガや病気などにより以下のような費用負担が発生するケースもあります。

☑ 特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約

従業員等が特定疾病(八大疾病および精神障害)による休業や介護休業を取得した際の企業が負担するさまざまな費用を補償します。

【主な費用】

① 休職者の社会保険料

「健康保険料」「厚生年金保険料」「介護保険料」など休職中にも生じる社会保険料の企業負担分を補償します。

② 休職者へのお見舞い費用

休職者に対して行うお見舞いに関わる費用を補償します。

③ 求人・採用費用

休職している間の代替りの人材を求人・採用するためにかかる費用を補償します。

④ 業務を代替する 労役を得るための費用

休職者の業務を代替するために外注費用(派遣会社への外注費)などを補償します。

⑤ 職場環境整備費用

休職者の復職にあたり、バリアフリー化をするなどの職場環境を整備するための費用を補償します。

具 体 例



従業員がうつ病で長期間休業。代替人材を採用するための費用が発生した。

☑ 休業補償保険金支払特約

身体障害により、事故日から180日以内に就業不能となった場合に、補償期間を限度として休業補償保険金をお支払いします。

具 体 例



従業員が業務中にケガをして就業不能となったため、会社は補償金を支払い、従業員はその期間の収入不足を補った。

☑ フルタイム補償特約

業務外において発生した事故による身体障害に対して保険金をお支払いします。

具 体 例



役員が休日にケガをして、その治療のための費用を負担した。

☑ 退院時一時補償 保険金支払特約

15日以上入院した後に退院した場合、または入院日数が365日を超えた場合に退院時一時補償保険金をお支払いします。(注)

☑ 長期療養補償 保険金支払特約

入院日数が60日または120日を超えた場合に長期療養補償保険金をお支払いします。(注)

(注) 入院補償保険金をお支払いする場合に限ります。

具体例



従業員が業務中にケガをして15日以上入院した後に退院。会社は一時金として補償金を支払い、従業員は退院時に車いすを使用したので補償金の一部をタクシー代に充てた。



従業員が業務中にケガをして長期入院したため、会社は補償金を支払い、従業員は見舞いに来る家族の交通費などに充てた。

省の告示に規定される法定外労働災害補償制度の定義に合うように設計することが可能です。



福利厚生の充実に役立つ補償①

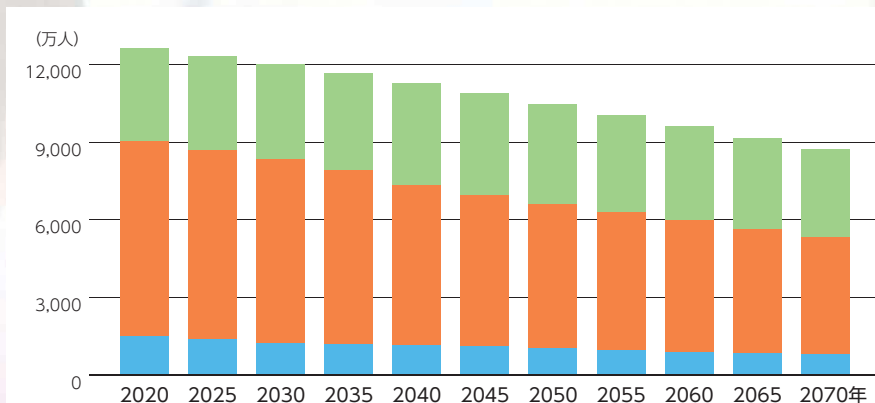
社会環境の変化により、企業経営において働き手の確保の

人材の採用

労働人口の減少

■我が国の人口の推移

■14才以下人口 ■15才～64才人口 ■65才以上人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

▶ 少子高齢化が進み、労働人口は2045年には5,832万人に減少します。

▶ 高齢者を支える働き手世代は年々減少しており、少子高齢化等に伴う労働力不足は今後ますます深刻化することが予想されます。そのため働き手の確保が企業の課題となっています。

※労働人口は、15才～64才が該当

タフビズ業務災害補償保険の福利 多様な人材が活躍できる職場環境整備をサポート

タフビズ業災 ヘルスケア Plus+



タフビズ業災 ヘルスケアPlus+は、役員等・従業員の業務外疾病の補償と、多様な人材の活躍を後押しする補償を備えた保険です。これにより事業者の成長・安定と役員等・従業員の健康で充実した生活をサポートします。

3つの特長! ▶▶▶ 1.無記名 2.無告知 3.売上高(注4)で保険料を算出 (注4)人数方式でのお引き受けも可能です。

☑ 疾病補償(入院日額型)特約

補償対象者(役員等・従業員)が疾病[4]を発病し、その直接の結果として日本国内において入院[5]を開始した場合に、事業者が補償対象者に対して負担した補償金を入院日数に応じて定額で補償します。

☑ 疾病補償(医療費用実損型)特約

補償対象者(役員等・従業員)が疾病を発病し、その直接の結果として日本国内において入院を開始した場合または先進医療等の治療を受けた場合に、事業者が補償対象者に対して負担した「治療費用」「入院諸費用」「先進医療、拡大治験、患者申出療養にかかる費用」を実費で補償します。

☑ がん治療費用拡張補償(医療費用実損型)特約

疾病補償(医療費用実損型)特約の補償を一部拡大し、補償対象者(役員等・従業員)ががんを発病し、入院を開始した場合やがんと診断されて通院を開始した場合に、事業者が補償対象者に対して負担した「治療費用」「入院諸費用」や「ウィッグ・胸部補整具の購入費用」等を実費で補償します。

☑ 出産・育児休業支援費用補償特約

補償対象者(従業員)が保険期間中に育児休業等の休業を開始した場合の本人への祝い金支給や、育児休業等の取得促進のために事業者が負担した金銭(手当金等)の費用を補償します。

☑ 特定疾病(八大疾病および精神障害)のみ補償特約(疾病補償特約用)

「疾病補償(入院日額型)特約」または「疾病補償(医療費用実損型)特約」と同時にセットすることで、補償対象とする疾病を「八大疾病[6]および精神障害」に限定します。

重要性が高まっています。

人材の定着

治療と仕事の両立

- ▶ 疾病を抱えながら仕事をする人は、労働人口の**3人に1人**とされています。(注1)
- ▶ 職場の理解不足や支援体制の未構築が原因で、離職するケースもあります。そのため、**会社として従業員等の疾病に対する補償を備えることで、離職の防止にも繋がります。**

(注1) 出典:厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」

育児と仕事の両立

- ▶ 女性の育休取得率は**84.1%**に対し、男性は**30.1%**で、男性の取得率は増加傾向にあるものの、依然として低い割合です。(注2)
- ▶ 育児と仕事の両立には、希望者すべてが安心して**産休・育休を取得できる制度の充実と、取得後も働きやすい職場環境の整備**が企業には求められます。

(注2) 出典:厚生労働省「雇用均等基本調査/令和5年度」

外国人労働者雇用

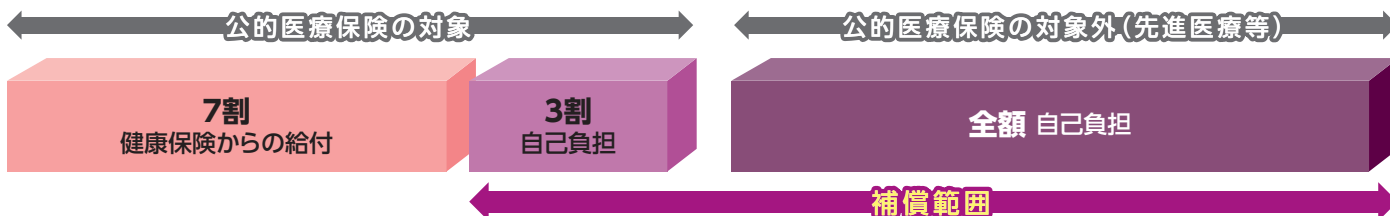
- ▶ 外国人労働者は**200万人を超え、過去最高値**を更新しています。(注3)
- ▶ しかし、外国人労働者に関する労務トラブル件数も増加傾向にあります。
- ▶ 外国人労働者の定着には、**言語や文化、価値観を理解し、働き続けやすい職場環境の整備**が重要です。

(注3) 出典:厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)

厚生の上に資する補償によって、
し、事業者の成長と安定をバックアップします。

入院した場合や先進医療等を受けた場合の自己負担額は高額となるケースもあります。
事業者として疾病治療への備えを提供することで、従業員等の**エンゲージメント向上**を実現します!

【入院にかかる費用例】



疾病補償(医療費用実損型)特約をセットした場合、公的医療保険では支払いの対象にならない以下のような自己負担額を補償します!



福利厚生の充実に役立つ

労働人口が減少する中で働き手を確保していくために重要となる、

タフビズ業災
ヘルスケア Plus+

役員等・従業員が病気になっても、**安心して治療を受け、**
従業員の**産休・育休の取得促進を後押し**する補償を

業務外疾病の補償

人数方式での
お引き受けも可能です。



タフビズ業災 ヘルスケアPlus+ の3つの特長!

特長 1

役員等・従業員の記名は不要

特長 2

健康状態の告知は不要

特長 3

売上高で保険料を算出

定額タイプ 疾病補償(入院日額型)特約

ご契約時の注意 12 ページ

補償対象者(役員等・従業員)が疾病を発病し、その直接の結果として日本国内において入院を開始した場合に、事業者が補償対象者に対して負担した補償金を入院日数に応じて定額で補償します。

保険金のお支払額 設定した保険金日額 × 入院日数 選択可能な支払限度日数 30日 / 60日 / 90日 / 120日 / 180日

※入院を開始した日からその日を含めて365日以内の入院が対象

実費タイプ 疾病補償(医療費用実損型)特約

ご契約時の注意 12 ページ

補償対象者(役員等・従業員)が疾病を発病し、その直接の結果として、日本国内において入院を開始した場合または先進医療等の治療を受けた場合に、事業者が補償対象者に対して負担した「治療費用」「入院諸費用」「先進医療 7、拡大治験 8、患者申出療養 9」にかかる費用を実費で補償します。

対象となる 費用

- ① 治療費用(公的医療保険制度における一部負担金)
- ② 入院諸費用 ● ベッド等使用料 ● 付添親族の交通費、寝具等の使用料
● ホームヘルパー、ベビーシッター、介護従事者雇入費用 ● 転入院、退院時の交通費 など
- ③ 先進医療、拡大治験、患者申出療養にかかる費用(交通費や宿泊費を含みます)

支払限度額

対象となる費用①②合算(補償対象者1名/入院1回につき) 50万円 / 100万円 / 200万円から選択
※入院を開始したその日からその日を含めて365日以内に要した費用が対象
ベッド等使用料(入院日数1日につき) 1万円 / 2万円 / 3万円 / 限度額設定なし
※ベッド等使用料は入院諸費用に含まれます。対象となる費用①②合算の支払限度額を超えてお支払いするものではありません。
対象となる費用③(補償対象者1名/治療1回につき) 1,000万円

+ がん治療費用拡張補償(医療費用実損型)特約

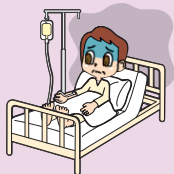
詳しくは 13 ページ

補償対象者(役員等・従業員)ががん 10 の治療のために入院、通院 11 した場合について、「疾病補償(医療費用実損型)特約」の補償を拡張する特約です。 ● 通院治療のみの場合も補償可能です。

※「疾病補償(医療費用実損型)特約」とセットでお引き受けします。

具 体 例

〈疾病補償(医療費用実損型)特約〉
従業員が疾病を発病し入院したため、発生した療養費や交通費等の諸費用を会社が補償金として支払った。



「疾病補償(入院日額型)特約」または「疾病補償(医療費用実損型)特約」と同時にセットすることで、補償対象となる疾病の範囲を限定し、保険料を抑える**特定疾病(八大疾病および精神障害)のみ補償特約(疾病補償特約用)**もご用意しています。



7 先進医療

治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りします。

8 拡大治験

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験をいいます。

補償②

STEP
1

補償内容のご説明
(概要)

STEP
2

ご契約条件

STEP
3

補償内容の詳細

福利厚生 of 充実 に資する補償を提供します。

職場復帰ができる環境づくりをサポートする補償や、
ご用意しています。

ご契約時の注意

疾病補償(入院日額型)特約・疾病補償(医療費用実損型)特約

■ご契約いただける条件について

契約方式ごとに、以下の条件があります。

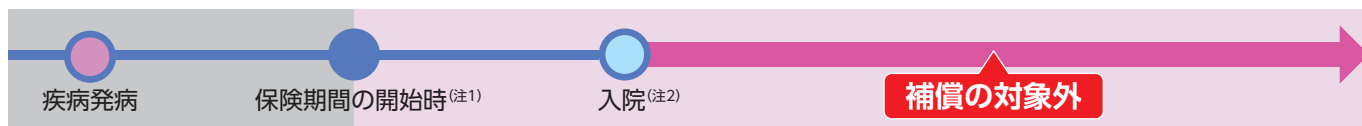
〈売上高方式〉でご契約の場合…売上高3,000万円以上

〈人数方式〉でご契約の場合…補償対象者5名以上

■保険期間と保険金を支払う場合の関係

〈初年度契約の場合〉

疾病を発病した時が保険期間の開始時^(注1)より前である場合は、保険金のお支払いの対象になりません。



〈継続契約^(注3)の場合〉

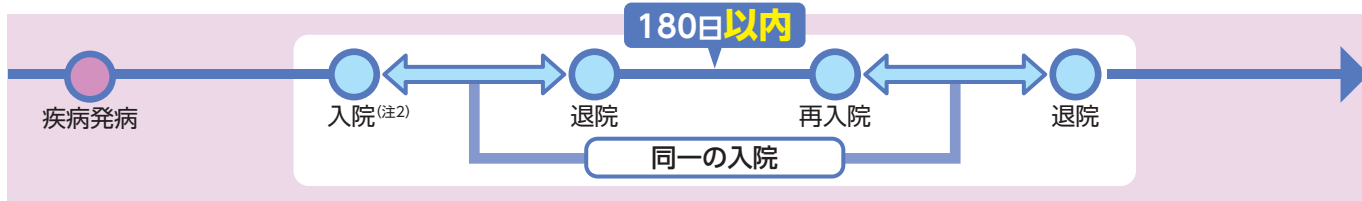
初年度契約の保険期間の開始時^(注1)から保険契約の継続する期間を遡及して365日を経過した日の翌日以降に開始した入院^(注2)の場合、疾病を発病した時によらず補償対象となります。



■退院後に再入院した場合の取扱い

〈再入院まで180日以内〉

最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院の原因となった疾病により再入院となった場合は、初めの入院と再入院を同一の入院とみなします。



〈再入院まで180日超〉

最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降にその入院の原因となった疾病により再入院となった場合は、再入院は新たな疾病による入院とします。



(注1) 保険期間の途中で補償対象者となった方(例:新入社員など)については、補償対象者となった時をいいます。

(注2) 疾病補償(入院日額型)特約の場合は入院を開始した日、疾病補償(医療費用実損型)特約の場合は入院を開始した日またはその疾病の治療のために先進医療、拡大治療もしくは患者申出療養を受けた日をいいます。

(注3) 直前のご契約が、当社以外の保険会社の同種の損害を補償する契約であっても、継続契約とみなせる場合があります。

9 患者申出療養

厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして主務大臣に個別に認められた病院等において行われるものに限りです。

10 がん

悪性新生物(上皮内新生物を含みます)をいい、転移したがんを含みます。また、転移したがんとは、原発巣(最初がんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

11 通院

病院等に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

福利厚生の充実に役立つ

労働人口が減少する中で働き手を確保していくために重要となる、

治療と仕事の両立を支援する補償

がん治療費用拡張補償(医療費用実損型)特約

■補償の対象となる方:疾病補償(入院日額型)特約・疾病補償(医療費用実損型)特約と同様です。詳しくは、P.12をご覧ください。

仕事をもちながらがん治療で通院している人は、約49.9万人^(注)に上っています。今後は、職場においても従業員の高齢化が見込まれることから、疾病を抱えた労働者の**治療と仕事の両立への対応**がより一層求められます。(注)出典:令和4年の国民生活基礎調査に基づく推計



保険金の 支払事由

次のいずれかの事由が発生し、補償対象者(役員等・従業員)が負担した費用に対して、事業者が補償金を支出すること
①補償対象者ががん^(注1)を発病し、そのがんの治療を直接の目的として日本国内で入院を開始した場合
②補償対象者が医師によって病理組織学的所見(生検)^(注2)により、がんに罹患したことが診断され、がんの治療を直接の目的として通院を開始した場合
 (注1) 上皮内がんを含みます。本特約において以下同様とします。(注2) 他の所見による診断も認めることがあります。

補償対象となる費用

ア.治療費用 イ.入院諸費用 ウ.がん関連装着品費用(ウィッグ・胸部補整具)の購入費用

支払限度額

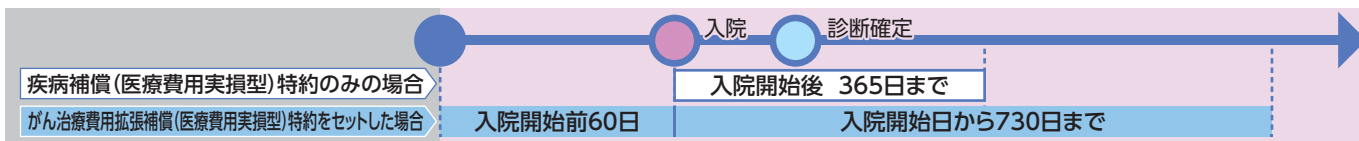
1回の補償期間につき300万円(その内、補償対象となる費用ウ.は10万円限度)

補償期間

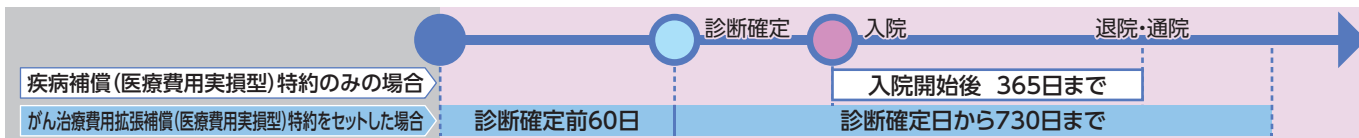
・上記「保険金の支払事由」①に該当する場合:入院を開始した日からその日を含めて730日および入院を開始した日の前日以前60日
 ・上記「保険金の支払事由」②に該当する場合:がん診断日からその日を含めて730日およびがん診断日の前日以前60日

補償期間のイメージ

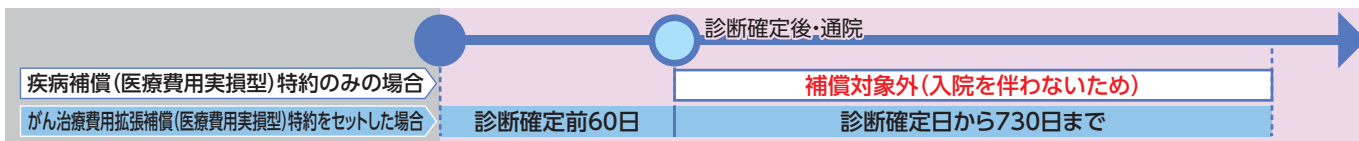
■入院後にがんが診断確定された場合の補償期間



■がんの診断確定後に入院・通院した場合の補償期間



■がんの診断確定後、通院治療のみを受けた場合の補償期間

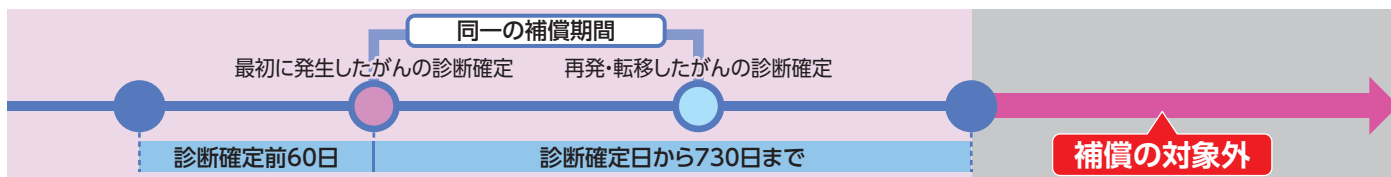


ご契約時の注意

がん治療費用拡張補償(医療費用実損型)特約

「疾病補償(入院日額型)特約・疾病補償(医療費用実損型)特約 ご契約時の注意」(詳しくは、P.12をご覧ください。)に記載の内容のほか、次の再発・転移の取扱いにもご注意ください。転移したがん、同じ部位に再発したがんは、同一のがんとして取扱います。再発・転移したがんについては、新たに補償期間が開始するのではなく、最初に発生したがんとの補償期間となります。

■最初に発生したがんの通院治療中・治療後に再発・転移した場合



12 法定休業

「産前産後休業」「出生時育児休業」「育児休業」をまとめて法定休業といいます。

13 1回の休業

同一の子の出産または育児のための休業をいいます。

14 出産予定日

母子健康手帳または医療機関の証明書に記載の出産予定日をいいます。

福利厚生の充実に資する補償を提供します。

育児と仕事の両立を支援する補償

出産・育児休業支援費用補償特約

■補償の対象となる方:「従業員のみ」が対象です。

育児等のために休業を取得する**従業員へのお祝い金**や、**職場同僚への手当金**などを補償し、
育児休業等が取得しやすい職場環境づくりをサポートします。



〈休業事由〉**①②**いずれかの事由により補償対象者(従業員)が保険期間中に休業を開始し、〈休業日数〉**[A][B]**のいずれかに該当した場合に、事業者が負担した〈対象となる費用〉を補償します。

※「疾病補償(入院日額型)特約」もしくは「疾病補償(医療費用実損型)特約」とセットでお引き受けします。

休業事由	① 補償対象者またはその配偶者が妊娠した場合の、その子の出産または育児 ②① を除く補償対象者の子(養子等、育児介護休業法に定める育児休業の対象となる子)の育児		
休業日数	[A] 法定休業 ⑫ により合計で31日以上休業 [B] 子の出生日以降に法定休業以外の制度による休業を含めて連続して31日以上休業(ただし、法定休業6日以上取得が必要) ※子が1才に達した日の翌日以降の休業は、休業した日数には含みません。		
対象となる費用・支払限度額	ア. 休業する補償対象者へ支給するものとして定める金銭 イ. 休業する補償対象者と同じ事業場に所属する別の補償対象者へ、育児休業等の取得促進のために支給するものとして定める金銭	1回の休業 ⑬ につき 3万円限度 1回の休業につき 補償対象者1名あたり 3万円限度	1回の休業につき ア.イ. の合計で30万円限度

具 体 例

出産に伴い、従業員が1年間の育児休業を取得したため、福利厚生規程に基づき休業を取得した本人に祝い金、職場同僚に手当金をそれぞれ支給した。

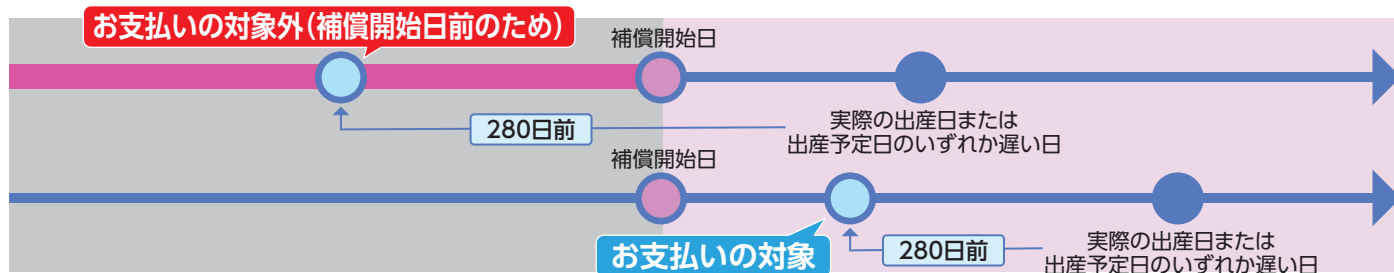


ご契約時の注意

出産・育児休業支援費用補償特約

「実際の出産日または出産予定日 **⑭** のいずれか遅い日から遡って280日前」が、補償開始日より前または補償対象者となったときより前の場合は保険金お支払いの対象外となります。(詳しくは、P.33をご覧ください。)

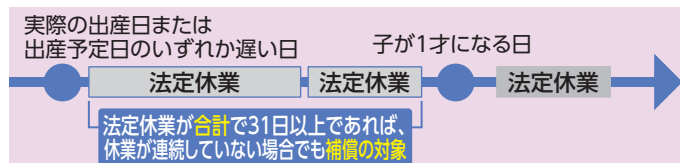
● : 実際の出産日または出産予定日のいずれか遅い日から遡って280日前



〈休業日数〉の考え方

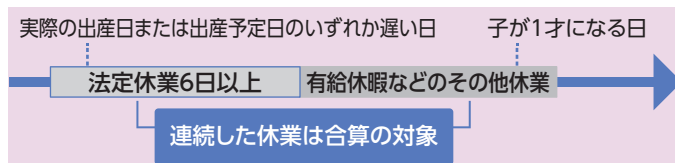
CASE1 〈休業日数が[A]の場合〉

法定休業が合計で31日以上であれば、法定休業以外の「会社独自の制度による休業等」を含め、休業が連続していない場合でも補償の対象となります。



CASE2 〈休業日数が[B]の場合〉

6日以上の「法定休業」を取得し、かつ、それ以外の休業と連続して31日以上休業した場合に、補償の対象となります。



サービス

経営者、人事労務担当者が抱える課題を以下のサービスでサポ

基本付帯サービス

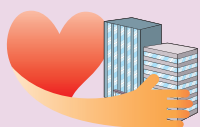
人事労務担当者向け サービス

メンタルヘルスサポート

ご利用時間 平日 10時～17時(土日・祝日、12/25～1/5を除きます)

労災で増加傾向のメンタルヘルス問題の解決に向け、支援します。

メンタルヘルス 職場サポート



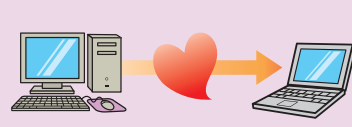
メンタルヘルスに関する職場へのサポートや環境改善などについて臨床心理士等が電話でアドバイスします。

メンタルヘルス 休職・復職サポート



従業員の休職・復職に関するご相談に、メンタルヘルスの視点から臨床心理士等が電話でアドバイスします。

メンタルヘルス労働安全 衛生情報提供サービス



お客さまのご希望により、安全衛生委員会等で必要なメンタル関連情報を四半期ごとに配信します。

経営者向けサービス

経営セカンドオピニオン

ご利用時間 平日 13時～17時(土日・祝日、12/25～1/5を除きます)

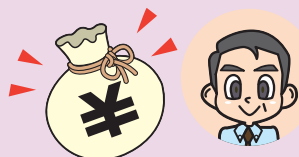
法律・税務・人事労務などの経営に関する相談に対応します。

法律のご相談



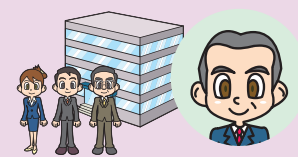
取引先やお客さまとのトラブル、その他の法律問題に関するご相談に、弁護士が電話でアドバイスします(予約制)。

税務のご相談



会社経営や事業承継などの税務に関するご相談に、税理士が電話でアドバイスします(予約制)。

人事労務のご相談



雇用や労働条件などの人事労務に関するご相談に、社会保険労務士が電話でアドバイスします(予約制)。

- メニュー(項目)ごとに保険期間中それぞれ5回までとなります(予約制)。
- 保険金請求にかかわる事故等のご相談、既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- 一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

■上記サービスをご利用いただける方は、保険契約者または代表者の方から委任を受けた担当者の方となります。従業員の方はご利用いただけません。サービスをご利用いただける方の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「タフビズ業務災害補償保険普通保険約款・特約集」でご確認ください。

■サービスは日本国内のご相談が対象となります。

ートします。

「使用者賠償責任補償特約」をセットする契約

「使用者賠償責任補償特約」をセットする契約には以下のサービスを提供します。

「ストレスチェックサポート」のご案内

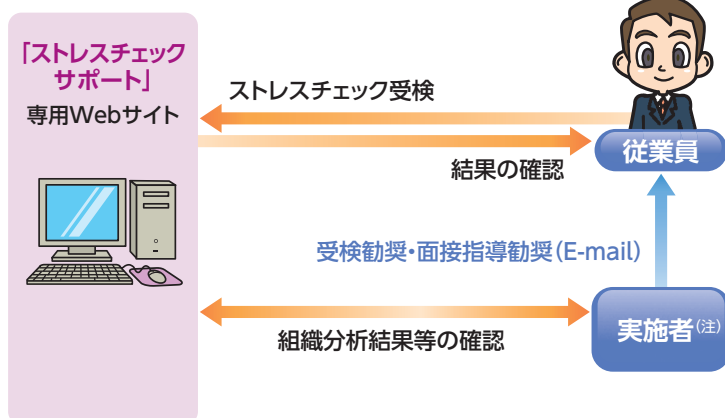
ストレスチェック制度に示される「ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）」を実施するためのWeb環境（受検～結果出力）を無償でご提供するサービスです。

サービスの 特長

- 1 厚生労働省が推奨する「職業性ストレス簡易調査票」（57項目）に準拠しています。
- 2 会社のPC以外に、自宅や出向先のPCやスマートフォン等でも利用可能です。
- 3 ストレスチェック未実施者への実施勧奨メールを送信する機能など、実施者（医師・保健師等）向けの管理機能が充実しています。

- 【ご注意】
- 「ストレスチェックサポート」は、あいおいニッセイ同和損保が委託する提携サービス会社をご提供します。
 - 「ストレスチェックサポート」は、Webによりご提供します。使用機器や通信環境、ブラウザやセキュリティの設定等、ご利用環境によってはご利用いただけない場合があります。
 - 社内でPCを共有する際は保存先を区分する等、個人情報の保護にご注意ください。
 - 「ストレスチェックサポート」に関する詳細は、ご契約後にお渡しする「ストレスチェックサポート」サービスガイドでご確認いただくか、当社営業担当者までご連絡ください。

■「ストレスチェックサポート」ご利用イメージ



（注）実施者とは、労働安全衛生法で規定される「医師・保健師その他厚生労働省令で定められた実際にストレスチェックを実施する方」をいいます。

「ストレスチェックサポート」をご利用 いただくための事前準備について

労働安全衛生法に則ったストレスチェックの実施には、お客さま（企業）側で以下の体制整備が必要となります。

ストレスチェック実施前の
衛生委員会等での調査審議や
方針表明、従業員への周知

ストレスチェックの実施者
（医師・保健師等）、
実施事務従事者、実務担当者の選定

面接指導を行う医師の選定

- サービスは事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- サービスはあいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「タフビズ業務災害補償保険普通保険約款・特約集」でご確認ください。

ご契約にあたって

ご契約条件についてまとめています。ご契約前に必ずご確認ください



保険料について

次の各種制度があります。

損害率による割増引

過去一定期間の保険料の合計に対するお支払いした保険金の合計の割合等に応じて、割増または割引が適用されます。判定日以前の1年間(2年目の継続契約時は初年度の始期日から判定日までの期間)に当社がお支払いした保険金の合計額が翌年度の保険料に影響します。

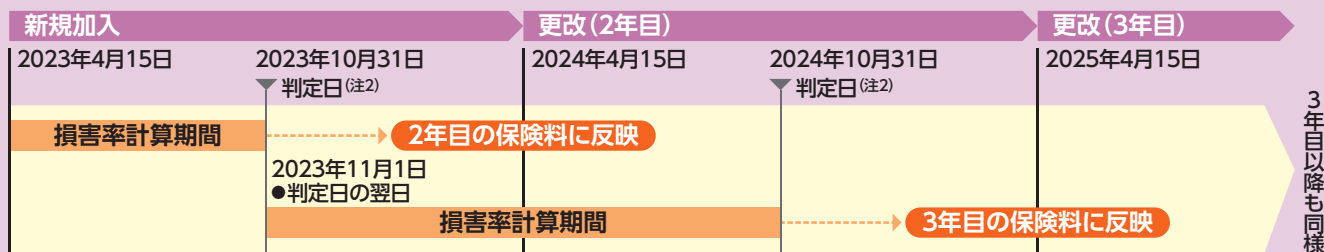
【損害率^(注1)が高い場合】



【損害率^(注1)が低い場合】



(注1) 損害率とは過去一定期間の「保険料の合計」に対する「お支払いした保険金」の割合をいいます。



(注2) 判定日とは、満期日の属する月の6か月前の末日をいいます。

リスク診断割引

保険申込書の「リスク評価に関わるご質問」に記載された質問項目^(注3)にご回答いただくことにより、**最大25%**^(注4)までの割引を適用します。

初年度メリット割引

新規契約に限り、保険申込書の「リスク評価に関わるご質問」に記載された質問項目にご回答いただくことにより、**最大30%**までの割引を適用します。

被保険者数割引

1保険契約における被保険者数に応じて、割引を適用します。

(注3) 「保険契約締結時点の自動車保険の割引率」や、「安全衛生管理規程の作成状況」などの項目があります。

(注4) 回答内容によっては最大20%となります。

最低保険料

最低保険料は1保険契約につき5,000円となります。

保険料の払込方法は簡単・便利な「キャッシュレス」をおすすめします。

ご契約時に指定いただいた方法により、後日、保険料を払込みいただけますので、ご契約時に現金を用意いただく必要はありません。次のとおりキャッシュレスで払い込んでいただけます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただけます^(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください^(注2)。

[○: 選択できます ×: 選択できません]

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払 ^(注3)	大口分割払 ^(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○ ^(注6)	○ ^(注6)	○
払込票払 ^(注5)	×	×	○

(注1) ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

(注2) お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込む方法と所定の分割回数で払い込む方法をご選択いただけます。

(注3) 保険料割増が適用されます。

(注4) 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

(注5) 保険料の額によっては利用できない場合があります。

(注6) 初回保険料のみ選択できます。

さい。

ご契約にあたってお読みいただきたいこと

契約方式

下記5パターンの契約方式があります。

売上高方式

人数方式

在籍者人数方式

労働日数方式

労働時間方式

最大稼働人数方式

売上高方式：

保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高」をもとに算出した保険料によりご契約いただく方式です。

人数方式：

保険契約締結時に把握可能な補償対象者の「人数」をもとに算出した保険料によりご契約いただく方式です。人数方式には、さらに以下の4方式があります。

〈在籍者人数方式〉在籍者人数により保険料を算出します。

〈労働日数方式〉年間総労働日数より換算した人数により保険料を算出します。

〈労働時間方式〉年間総労働時間より換算した人数により保険料を算出します。

〈最大稼働人数方式〉最大稼働人数により保険料を算出します。

保険契約者

法人、個人事業主、下請業者の団体、同一業種の団体等、事業者または事業者の団体のお客さまが保険契約者となります。

記名被保険者^(注)

次の条件を満たす事業者のお客さまが記名被保険者となります。

(注) 記名被保険者とは被保険者(保険契約により補償を受けられる方)のうち保険証券に記載された方をいいます。

	売上高方式	人数方式
ご契約の対象となる方	日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者	
ご契約の対象となる売上高	100億円以下	制限なし

※1 年間売上高が100億円を超えるお客さまや一部の補償対象者を除外する場合、補償対象者の一部のみ対象とする場合は人数方式でご契約ください。

※2 新設法人等で、『保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高」』が存在しない場合には、事業計画書等に計画された1年間のすべての「売上高」・「完成工事高」の総額(以下、「事業計画値」といいます)を「売上高」・「完成工事高」として保険料を算出します(事業計画値が100億円以下である場合に限りです)。

補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります。補償対象者の各区分は下表のとおりとなります。ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とすることはできませんのでご注意ください。



例えば、下記の方は補償対象者に含めることができません。

シルバー人材センター
の会員・登録者

愛好会・
クラブ等の会員

労働組合の
組合員

など

売上高方式

右表の区分Ⅰ～Ⅳすべての方が補償対象者となります(区分を限定してお引き受けすることはできません)。

人数方式

右表の区分Ⅰ～Ⅳの範囲内で、任意に補償対象者を設定することができます(区分Ⅰ～Ⅳの項目に限らず、役職名等の基準により補償対象者の範囲を設定することが可能です)。

補償対象者区分	内容
Ⅰ 役員等	記名被保険者の役員等(事業主または役員をいいます)
Ⅱ 従業員	記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます)
Ⅲ 下請負人等	〈記名被保険者が建設業者の場合〉 下請負人^(注1)およびその役員等および従業員 〈記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合〉 備車運転者^(注2)およびその役員等および従業員
Ⅳ 派遣、委託作業業者等	I～Ⅲ以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する方

(注1) 建設業の下請負人は数次の下請負人を含みます。

(注2) 備車運転者は数次の請負人・受託人を対象に含みます。

保険期間

保険期間は1年間です。

支払限度額・日額

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。

支払限度額・日額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ等をご確認ください。

▶▶▶▶ <https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>

補償内容の詳細①

お支払いする保険金のご説明

1 基本構成(業務災害補償保険普通保険約款、自動セット特約および各種特約)の補償内容

補償対象者が被保険者の業務(以下「業務」といいます)に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害(以下「損害」といいます)に対して、普通保険約款・特約に従い、保険金をお支払いします。

- ※1「身体障害」とは、傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- ※2「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を被保険者の業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限り、(注)中毒症状とは、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- ※3「業務に起因して発生した症状」とは、補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、次の①～③までの要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性皮膚病等(職業性皮膚病のほか、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの、またはかぜ症候群をいいます)を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発生の日とします。

① 偶然かつ外来の原因によるもの ② 労働環境に起因するもの ③ その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

- ※4「労災認定された疾病等」とは労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等および職業性皮膚病をいい、傷害および業務に起因して発生した症状を除きます。なお、労災保険法等によって発病の日と認定された日を事故の発生の日とします。
- ※5「補償対象者」とは、次のいずれかに該当する方のうち保険証券記載の方をいいます。ただし、被保険者の業務に従事しない方を除きます。
- ① 記名被保険者(保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。)の役員等(事業主または役員をいいます)
- ② 記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます)
- ③ 記名被保険者が建設業者の場合は下請負人、貨物自動車運送事業者の場合は備車運転者
- ④ 上記①～③以外で、専ら、被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または被保険者が直接業務を行う現場内において、被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、被保険者の業務に従事する方
- ※6「保険金をお支払いする主な場合」に記載の「補償金」とは、記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合（お支払いする保険金の額）										
死亡補償保険金 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ※「死亡補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	補償対象者が次のいずれかに該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ①傷害および下表に掲げる保険金支払の対象となる症状を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②労災認定された疾病等および労災保険法等によって給付が決定した業務に起因して発生した症状（下表に掲げる症状を除きます）を発症し、その直接の結果として死亡した場合 〈保険金支払対象となる症状〉 <table><tr><th>外因の分類項目</th><th>具体的な症状の例</th></tr><tr><td>熱および光線の作用</td><td>熱射病、日射病</td></tr><tr><td>気圧または水圧の作用</td><td>潜函病^{かん}（減圧病）</td></tr><tr><td>低酸素環境への閉じ込め</td><td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td></tr><tr><td>高圧、低圧および気圧^{ばく}の変化への曝露</td><td>深い潜水からの浮上による潜水病</td></tr></table> ●お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。 ※同一補償対象者に対して既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額からその額を差し引きます。	外因の分類項目	具体的な症状の例	熱および光線の作用	熱射病、日射病	気圧または水圧の作用	潜函病 ^{かん} （減圧病）	低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧 ^{ばく} の変化への曝露	深い潜水からの浮上による潜水病
外因の分類項目	具体的な症状の例										
熱および光線の作用	熱射病、日射病										
気圧または水圧の作用	潜函病 ^{かん} （減圧病）										
低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症										
高圧、低圧および気圧 ^{ばく} の変化への曝露	深い潜水からの浮上による潜水病										
後遺障害補償保険金 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ※「後遺障害補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	補償対象者が次のいずれかに該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ①身体障害（労災認定された疾病等を除きます）を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ②労災認定された疾病等を発症し、その直接の結果として後遺障害が生じた場合 ●お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 <table><tr><td>死亡・後遺障害補償保険金支払限度額</td><td>×</td><td>この特約の別表2に規定するそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合（4～100％）</td></tr></table> ※1 保険期間を通じ、同一の補償対象者に対し死亡・後遺障害補償保険金支払限度額をもって限度とします。 ※2 「後遺障害等級第1～7級限定補償特約」がセットされた場合、身体障害を被った補償対象者に発生した後遺障害について、後遺障害の等級が第1級から第7級に該当する場合または後遺障害に対する保険金支払割合が「42％以上」となる場合に限り、後遺障害補償保険金をお支払いします。	死亡・後遺障害補償保険金支払限度額	×	この特約の別表2に規定するそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合（4～100％）							
死亡・後遺障害補償保険金支払限度額	×	この特約の別表2に規定するそれぞれの等級の後遺障害に対する保険金支払割合（4～100％）									
入院補償保険金 入院補償保険金・手術補償保険金支払特約	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、入院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ●お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。 <table><tr><td>入院補償保険金支払限度日額</td><td>×</td><td>入院した日数（180日限度）</td></tr></table> ※1 入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ※2 いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院については、入院した日数に含めません。	入院補償保険金支払限度日額	×	入院した日数（180日限度）							
入院補償保険金支払限度日額	×	入院した日数（180日限度）									

タフビズ業務災害補償保険(業務災害補償保険)普通保険約款、業務災害補償保険追加特約、職業性疾病補償特約、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款・特約集をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
手術補償保険金 [入院補償保険金・手術補償保険金支払特約] ※「手術補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※この特約において、「手術」とは次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(注1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ②先進医療^(注2)に該当する診療行為^(注3) (注1)手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2)先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。 (注3)先進医療に該当する診療行為とは、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。 ●お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 $\text{入院補償保険金支払限度日額} \times 10$ ②上記①以外の手術 $\text{入院補償保険金支払限度日額} \times 5$ ※同一の事故による身体障害について1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。また、同一の事故による身体障害について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
通院補償保険金 [通院補償保険金支払特約]	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として通院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※通院とは病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。 ●お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。 $\text{通院補償保険金支払限度日額} \times \text{通院した日数(90日限度)}$ ※1 いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、通院した日数に含めません。 ※2 補償対象者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等の身体障害を被った約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等^(注)を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。 ※3 入院補償保険金をお支払いする期間中に通院した場合は、「通院した日数」に含めません。 (注)ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。
保険金をお支払いできない主な場合	
(死亡補償保険金から通院補償保険金まで共通) (1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者もしくは被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)。ただし、テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます)を除きます。 ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます)もしくは核燃料物質(使用済燃料を含みます)によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ⑤ 上記②～④までの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由 ⑥ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦ 風土病 ⑧ 補償対象者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的・他覚所見のないもの ⑨ 補償対象者に対する刑の執行 (2) 次のいずれかに該当する身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 補償対象者の故意または重大な過失によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合を除きます。 ② 補償対象者の自殺行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合を除きます。 ③ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害 ④ 補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、その補償対象者本人が被った身体障害	

補償内容の詳細②

保険金をお支払いできない主な場合

- ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます）を持たないで自動車等を運転している間
 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 ⑤ 補償対象者の脳疾患、疾病または心身喪失による補償対象者本人の身体障害。ただし、その身体障害が業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等である場合を除きます。
 ⑥ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって、その補償対象者本人が被った身体障害
 ⑦ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合を除きます。
 ⑧ 次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、補償対象者本人が被った身体障害
 ア. 補償対象者が山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を除きます）操縦（職務として操縦する場合を除きます）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注2)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間
 イ. 補償対象者が次の（ア）～（ウ）に掲げるいずれかに該当する間
 （ア）乗用具^(注3)を用いて競技等^(注4)をしている間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等^(注4)をしている間については、保険金をお支払いします。
 （イ）乗用具^(注3)を用いて競技等^(注4)を行うことを目的とする場所において、競技等^(注4)に準ずる方法・態様により乗用具^(注3)を使用している間。ただし、下記（ウ）に該当する場合を除き、道路上で競技等^(注4)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金をお支払いします。
 （ウ）法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等^(注4)をしている間または競技等^(注4)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間
 （注1）山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
 （注2）超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等）をいいます。を除きます。
 （注3）乗用具とは、自動車または原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
 （注4）競技等とは、競技、競争もしくは興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦をいいます。
 （3）次のいずれかに起因する身体障害
 ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
 ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性
 ③ 化学物質にさらされる業務による胆管がん
 ④ 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病
 （4）補償対象者の身体障害が労災認定された疾病等の場合、保険期間終了の日より3年経過後に補償対象者またはその遺族より被保険者に対してなされた補償金の請求については、保険金をお支払いできません。
 （5）労災認定された疾病等について労災保険法等によって発病の日と認定された日より前に、その労災認定された疾病等の兆候を示す診察結果（以下「診察結果」といいます）が得られていた場合には、次の①および②に定める条件を満たす場合に限り、保険金をお支払いします。
 ① 診察結果が得られた診察が最初になされた日において、この保険契約と補償対象者、その他補償範囲（以下「補償範囲」といいます）が同一である保険契約（以下「診察時の契約」といいます）が当社によって有効に引受をされていたこと。
 ② 診察時の契約の満期日からこの保険契約の始期日までの期間に、この保険契約と補償範囲が同一の保険契約が当社によって中断なく引受をされていたこと。
 （6）（5）において労災保険法等によって発病の日と認定された日にその身体障害を被った補償対象者（以下「その補償対象者」といいます）がこの保険契約の対象とする補償対象者でない場合であっても、次の①および②に定める条件を満たす場合は、当社はその補償対象者をこの保険契約の補償対象者とみなして保険金をお支払いします。
 ① その補償対象者が診察時の契約の補償対象者であったこと。
 ② 「保険金をお支払いする主な場合」により保険金が支払われる損害について、被保険者にその補償対象者への支払責任が発生すること。
 （7）（5）および（6）において、保険金がお支払いされる損害についてこの保険契約と診察時の契約の支払限度額が異なる場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、それぞれの契約のいずれか低い支払限度額をもってこの保険契約における支払限度額とします。 など

2 補償内容を縮小・拡大する主な特約

特約名	特約の主な内容
フルタイム補償特約	補償対象者が業務に従事していない間に身体障害を被った場合に、記名被保険者が費用を支出することによって被る損害に対しても、保険金をお支払いします。次の特約についてのみ適用します。 ① 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約、② 入院補償保険金・手術補償保険金支払特約、③ 通院補償保険金支払特約、④ 傷害医療費用補償保険金支払特約、⑤ 入院時一時補償保険金支払特約、⑥ 退院時一時補償保険金支払特約、⑦ 長期療養補償保険金支払特約、⑧ 休業補償保険金支払特約、⑨ 部位・症状別補償保険金支払特約、⑩ 事業者費用補償（ベーシック・実損型）特約、⑪ 事業者費用補償（ワイド・実損型）特約、⑫ 事業者費用補償（定額型）特約、⑬ コンサルティング費用補償特約、⑭ 被災労働者支援費用補償特約
天災危険補償特約	普通保険約款および次の①から⑨までの特約において保険金の支払対象とならない、次の（1）または（2）に該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いします。 （1）地震もしくは噴火またはこれらによる津波 （2）（1）の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由 ① 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約、② 入院補償保険金・手術補償保険金支払特約、③ 通院補償保険金支払特約、④ 傷害医療費用補償保険金支払特約、⑤ 入院時一時補償保険金支払特約、⑥ 退院時一時補償保険金支払特約、⑦ 長期療養補償保険金支払特約、⑧ 休業補償保険金支払特約、⑨ 部位・症状別補償保険金支払特約、⑩ 特定疾病（八大疾病および精神障害）・介護休業時対応費用補償特約、⑪ 疾病補償（入院日額型）特約、⑫ 疾病補償（医療費用実損型）特約、⑬ 出産・育児休業支援費用補償特約、⑭ 事業者費用補償（ベーシック・実損型）特約、⑮ 事業者費用補償（ワイド・実損型）特約、⑯ 事業者費用補償（定額型）特約、⑰ 被災労働者支援費用補償特約、⑱ コンサルティング費用補償特約、⑲ 使用者賠償責任補償特約

特約名	特約の主な内容
特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金」補償特約	死亡・後遺障害補償保険金支払限度額、入院補償保険金支払限度日額、通院補償保険金支払限度日額および休業補償保険金支払限度日額のうち保険証券に記載されている補償保険金について、この特約の規定がそれぞれ適用されます。 補償対象者が身体障害を被り(業務中、業務外を問わず特定感染症に感染し、保険期間中に特定感染症を発病した状態をいいます)、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合、就業不能となった場合のいずれかに該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、この保険契約の始期日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症による損害に対しては、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金をお支払いできません(この保険契約が継続契約^(注1)である場合を除きます)。 (注1)この特約^(注2)をセットした普通保険約款に基づく当社との保険契約の満期日を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。 (注2)この特約とは、特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金」補償特約または特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約をいいます。 ※入院補償保険金の支払限度日数または通院補償保険金の対象期間を延長する特約がセットされている保険契約でも、この特約による入院補償保険金支払限度日数および通院補償保険金対象期間は延長されません。 ※「入院補償保険金および通院補償保険金の7日間2倍支払特約」または「入院補償保険金の7日間2倍支払特約」がセットされている保険契約でも、この特約による入院補償保険金および通院補償保険金は2倍支払の対象となりません。 ※この特約がセットされていても、「入院時一時補償保険金支払特約」、「退院時一時補償保険金支払特約」または「長期療養補償保険金支払特約」はお支払いの対象となりません。 ※この特約がセットされていても、「傷害医療費用補償保険金支払特約」は特定感染症による発病についてはお支払いの対象となりません。
日本国内発生事故のみ補償特約	日本国内において生じた事故または身体障害による損害に対してのみ保険金をお支払いします。
自動車搭乗中補償対象外特約	記名被保険者の所有、使用または管理する自動車(原動機付自転車を含みます)に業務従事中(通勤途上は除きます)に搭乗している間に、補償対象者が被った身体障害について記名被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

3 保険金の種類を追加する主な特約

① 記名被保険者が支出する補償金に関する特約

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
部位・症状別補償保険金支払特約	部位・症状別補償保険金	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として治療を要する場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ●お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 ①治療日数^(注1)の合計が5日以上の場合 部位・症状別補償保険金支払限度額 × この特約の別表に規定する支払倍率^(注2) ②治療日数^(注1)の合計が1日以上5日未満の場合 部位・症状別補償保険金支払限度額 (注1) 治療日数とは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院の日数をいいます。 (注2) 同一事故により補償対象者の被った身体障害の部位または症状が普通保険約款・特約集記載の複数の項目に該当する場合は、そのうち最も高い支払倍率を乗じます。
傷害医療費用補償保険金支払特約	医療費用補償保険金	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合で、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に補償対象者が負担した費用について、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ①補償対象者が治療のために病院等(病院または診療所をいいます。この特約において、以下同様とします。)に支払った費用(公的医療保険制度における一部負担金、ベッド等使用料およびその他補償対象者が病院等に支払った費用をいいます) ②入院、転院または退院のための補償対象者に係る移送費および交通費。ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限りします。 ③医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用 ●お支払いする保険金の額 1回の事故および補償対象者1名につき、医療費用補償保険金支払限度額または上記①～③の費用の額のいずれか低い額を限度に、損害の額をお支払いします。 ただし、費用のうち次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、補償対象者が負担した費用から差し引くものとします。 ①公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、補償対象者に対して行われる治療に関する給付(公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付を含みます) ②補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金 ③補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます)

補償内容の詳細③

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
入院時一時補償保険金支払特約	入院時一時補償保険金	補償対象者が身体障害を被り、1に規定する入院補償保険金が支払われ、かつ、実際に入院した日数が1日を超えている場合に記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※入院した初日に退院した場合には保険金をお支払いできません。 ●お支払いする保険金の額 1回の事故につき補償対象者1名ごとに、入院時一時補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。
退院時一時補償保険金支払特約	退院時一時補償保険金	補償対象者が身体障害を被り、1に規定する入院補償保険金が支払われ、かつ、実際に入院した日数が14日を超え、生存している状態で退院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※入院に該当する日数が365日を超えた場合は、生存している状態で退院しているものとみなします。 ●お支払いする保険金の額 1回の事故につき補償対象者1名ごとに、退院時一時補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。
長期療養補償保険金支払特約	長期療養補償保険金	補償対象者が身体障害を被り、入院等の状態(注)に該当した日数が60日または120日を超えた場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注)入院等の状態とは、1に規定する入院補償保険金の支払事由に該当した状態をいいます。 ●お支払いする保険金の額 1回の事故につき補償対象者1名ごとに、長期療養補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。 ※1 1事故につき、入院日数が60日を超えた場合と120日を超えた場合それぞれ1回のお支払いに限りします。 ※2 退院後に同一の身体障害により再入院された場合は、前の入院とあわせて入院日数を数えます。
休業補償保険金支払特約	休業補償金	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能(注)となった場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注)就業不能とは、身体障害を被り、その治療のため入院または治療を要したことにより、就いていた業務または職務を果たす能力を全く失っている状態をいいます。ただし、下記の場合を除きます。 ①身体障害を被った時に就いていた業務または職務の一部に従事した場合 ②その教育、訓練または経験により習得した能力に相応する上記①と異なる業務または職務に従事した場合 ③就業不能の原因となった身体障害が治癒したことが確認できた場合 ④死亡した場合 ※1 この保険契約が初年度契約である場合、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。 ※2 この保険契約が継続契約である場合、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。 ●お支払いする保険金の額 免責期間を超えた就業不能期間(補償期間中に限ります)に対して、補償対象者1名につき、次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 休業補償保険金支払限度日額 × 就業不能期間の日数
保険金をお支払いできない主な場合		
〈部位・症状別補償保険金支払特約から休業補償保険金支払特約まで共通〉 1 の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。		

②記名被保険者が支出するその他の費用に関する特約

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)								
事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約	事業者費用補償保険金	次のいずれかの〈事象〉が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者がそれぞれ下記の〈対象となる費用〉(注1)を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、各〈事象〉と〈対象となる費用〉の関係は次表のとおりです。 <table><tr><th>〈事象〉</th><th>〈対象となる費用〉</th></tr><tr><td>(1)</td><td>①～⑥までの費用(注2)</td></tr><tr><td>(2)</td><td>⑦および⑧の費用(注3)</td></tr><tr><td>(3)</td><td>④および⑤の費用(注4)</td></tr></table> 〈事象〉 (1) 死亡・後遺障害補償保険金を支払う場合 (2) 労災保険法等によって給付が決定した精神障害により補償対象者が休職した場合 (3) 補償対象者(記名被保険者の構成員(役員等および使用人)に限り)が副業に従事している間に身体障害を被り、死亡補償保険金・後遺障害補償保険金の「保険金をお支払いする主な場合」のいずれかの事由に該当した場合 〈対象となる費用〉 ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 ②遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の搜索費用、移送費用等の救済者費用 ③事故現場の清掃費用等の復旧費用 ④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用	〈事象〉	〈対象となる費用〉	(1)	①～⑥までの費用(注2)	(2)	⑦および⑧の費用(注3)	(3)	④および⑤の費用(注4)
〈事象〉	〈対象となる費用〉									
(1)	①～⑥までの費用(注2)									
(2)	⑦および⑧の費用(注3)									
(3)	④および⑤の費用(注4)									

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)						
		⑤補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した前記(対象となる費用)④以外の費用(注5) ⑥その他死亡・後遺障害補償保険金の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、コンサルティング費用補償特約で支払対象となる費用を除きます。 ⑦補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用 ⑧補償対象者の職場復帰支援プランの作成に係る費用 (注1) その額および使途が社会通念上妥当な費用に限り、本特約において以下同様とします。 (注2) 事故の発生の日からその日を含めて365日以内に要した費用に限り、本特約において以下同様とします。 (注3) 当社の書面による同意を得て支出した費用に限り、本特約において以下同様とします。 (注4) 身体障害を被った日からその日を含めて365日以内に要した費用に限り、本特約において以下同様とします。 (注5) 前記(対象となる費用)④以外の費用とは、残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいいます。						
		●お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。ただし、記名被保険者が負担した費用のうち、補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用を支出することによって被る損害については、1事故につき補償対象者1名ごとに100万円または事業者費用補償特約支払限度額のいずれか低い額を限度とします。						
		保険金をお支払いできない主な場合						
		1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。						
事業者費用補償(ワイド実損型)特約	事業者費用補償保険金	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額) 次のいずれかの(事象)が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者がそれぞれ下記の(対象となる費用)(注1)を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、各(事象)と(対象となる費用)の関係は次表のとおりです。 <table><tr><th>〈事象〉</th><th>〈対象となる費用〉</th></tr><tr><td>(1)(2)</td><td>①～⑦までおよび⑩の費用(注2) ⑧および⑨の費用</td></tr><tr><td>(3)</td><td>④および⑤の費用(注3)</td></tr></table> 〈事象〉 (1) 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被った場合。ただし、⑦に規定する費用については、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金が支払われる場合に限り、本特約において以下同様とします。 (2) 雇用慣行賠償責任補償特約に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(日本国内においてなされた不当行為または第三者ハラスメントに起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限り、本特約において以下同様とします) (3) 補償対象者(記名被保険者の構成員(役員等および使用人)に限り、本特約において以下同様とします)が副業に従事している間に身体障害を被った場合 〈対象となる費用〉 ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 ②遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用 ③事故現場の清掃費用等の復旧費用 ④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 ⑤補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記④以外の費用(注4) ⑥記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用 ⑦上記(事象)(1)に記載する事象と同種の事象の発生を防止する対策のために負担した再発防止費用(注5)。ただし、当社の書面による同意を得て支出した費用に限り、本特約において以下同様とします。 ⑧労災保険法等によって給付が決定した精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用。ただし、当社の書面による同意を得て支出した費用に限り、本特約において以下同様とします。 ⑨労災保険法等によって給付が決定した精神障害により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に係る費用。ただし、当社の書面による同意を得て支出した費用に限り、本特約において以下同様とします。 ⑩その他セットされる特約等の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、コンサルティング費用補償特約で支払対象となる費用を除きます。 (注1) その額および使途が社会通念上妥当な費用に限り、本特約において以下同様とします。 (注2) (事象)(1)(2)に規定する事象の発生の日からその日を含めて365日以内に要した費用に限り、本特約において以下同様とします。 (注3) 身体障害を被った日からその日を含めて365日以内に要した費用に限り、本特約において以下同様とします。 (注4) (対象となる費用)④以外の費用とは、残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいいます。 (注5) 再発防止費用のうち、設備・器具・装置・端末・機器のリース、レンタルに係る費用や通信費用など、利用期間に応じて発生する費用については、上記(事象)(1)に記載する事象の発生の日からその日を含めて365日以内の期間の利用に対して発生する費用に限り、本特約において以下同様とします。	〈事象〉	〈対象となる費用〉	(1)(2)	①～⑦までおよび⑩の費用(注2) ⑧および⑨の費用	(3)	④および⑤の費用(注3)
〈事象〉	〈対象となる費用〉							
(1)(2)	①～⑦までおよび⑩の費用(注2) ⑧および⑨の費用							
(3)	④および⑤の費用(注3)							
		●お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。ただし、事業者が負担した費用のうち、補償対象者の遺族または補償対象者に支払われる費用は1事故につき補償対象者1名ごとに100万円または事業者費用補償特約支払限度額のいずれか低い額を限度とします。						
		保険金をお支払いできない主な場合						
		1の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、上記(事象)(2)に規定する事象については、「雇用慣行賠償責任補償特約」の「保険金をお支払いできない主な場合」(2)の①～③に同じとなります。						

補償内容の詳細 ④

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)								
特定感染症 対応費用補償 (事業者費用 補償特約用) 特 約 ※事業者費用補償(ワイド・実損型)特約をセットする場合に自動セットされます。	事業者費用補償保険金	補償対象者が業務中、業務外を問わず特定感染症 ^(注1) に感染し、保険期間中 ^(注2) に特定感染症を発病した場合に、その発病の日からその日を含めて180日以内に記名被保険者が下記①～⑤の費用で、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 ②事業場の消毒費用等の復旧費用 ③補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 ④補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記③以外の費用 ^(注3) ⑤補償対象者と同一の事業場における他の補償対象者について、事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が貸与または支給する携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末の通信費用。ただし、特定感染症の発病の日より前からこれらの携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末を使用していた場合は、その通信費用は含みません。 (注1) 特定感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。本特約において、以下同様とします。 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の9の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。) (注2) 保険期間中とは、補償対象者が記名被保険者の構成員以外の者の場合は、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいい、建設業における数次の請負契約、貨物自動車運送事業における数次の請負契約および数次の業務委託契約を含みます)に基づき、記名被保険者の業務に従事することが定められた期間であり、かつ保険期間中であることをいいます。以下同様とします。 (注3) 上記③以外の費用とは、残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいいます。 ●お支払いする保険金の額 一連の特定感染症の発病につき、事業者費用補償特約支払限度額または100万円のいずれか低い額を限度とします。								
		保険金をお支払いできない主な場合								
		1の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、この保険契約の保険期間の始期日の翌日から起算して14日以内に特定感染症を発病したことによる損害については事業者費用補償保険金をお支払いできません。ただし、この保険契約が継続契約 ^(注1) である場合を除きます。 (注1) 継続契約とは、事業者費用補償(ワイド・実損型)特約をセットした普通保険約款に基づく当社との保険契約(以下「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約セット業務災害補償保険契約」といいます)の満期日 ^(注2) を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする事業者費用補償(ワイド・実損型)特約セット業務災害補償保険契約をいいます。 (注2) 満期日とは、事業者費用補償(ワイド・実損型)特約セット業務災害補償保険契約が、満期日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。								
事業者費用補償 (定額型) 特 約	事業者費用補償保険金	保険金をお支払いする主な場合								
		補償対象者が身体障害を被り、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金(第1級～第7級)が支払われる場合に、保険金をお支払いします。								
		<table><tr><td>保険金の種類</td><td>事業者費用補償保険金の額</td></tr><tr><td>死亡補償保険金</td><td>補償対象者1名につき100万円</td></tr><tr><td>後遺障害補償保険金 (後遺障害第1級から第3級までの場合)</td><td>補償対象者1名につき25万円</td></tr><tr><td>後遺障害補償保険金 (後遺障害第4級から第7級までの場合)</td><td>補償対象者1名につき15万円</td></tr></table>	保険金の種類	事業者費用補償保険金の額	死亡補償保険金	補償対象者1名につき100万円	後遺障害補償保険金 (後遺障害第1級から第3級までの場合)	補償対象者1名につき25万円	後遺障害補償保険金 (後遺障害第4級から第7級までの場合)	補償対象者1名につき15万円
保険金の種類	事業者費用補償保険金の額									
死亡補償保険金	補償対象者1名につき100万円									
後遺障害補償保険金 (後遺障害第1級から第3級までの場合)	補償対象者1名につき25万円									
後遺障害補償保険金 (後遺障害第4級から第7級までの場合)	補償対象者1名につき15万円									
		保険金をお支払いできない主な場合								
		1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。								
コンサルティング 費用補償 特 約	コンサルティング 費用補償 保険金	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)								
		次の(1)～(3)のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が日本国内で行うコンサルティングに関する費用、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社の書面による同意を得て支出した費用に限りします。 (1) 補償対象者が、業務に従事している間に身体の障害 ^(注) を被った場合(業務に従事している間に身体の障害 ^(注) を被ったと疑われる場合を含みます) (2) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に基づき、損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(日本国内においてなされた不当行為または第三者ハラスメントに起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限りします) (3) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に基づき、被保険者の不当行為に対する損害賠償請求以外の争訟がなされた場合 (注) 身体の障害とは、傷害または疾病(風土病を除きます)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 ●お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき100万円を限度に、損害の額をお支払いします。								
		保険金をお支払いできない主な場合								
		「使用者賠償責任補償特約」の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)および「雇用慣行賠償責任補償特約」の「保険金をお支払いできない主な場合」(2)の①～③に同じとなります。								

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
特 定 疾 病 (八大疾病および精神障害) ・介護休業時 対 応 費 用 補 償 特 約	疾病・介護休業時 対 応 費 用 補 償 保 険 金	補償対象者^(注1)が、対象疾病^(注2)を発病した場合または対象親族の介護のために介護休業を取得した場合に保険期間中に補償対象者が休業を開始し、その休業が開始した日からその日を含めて連続して休業した期間が31日以上となる場合に、記名被保険者が次の費用で、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、休業期間に要した費用(下記①の費用については、記名被保険者が支出した費用のうち、社会保険料対応期間に対応する額をいいます)に限り、かつ補償期間を限度とします。 ①補償対象者に対する社会保険料(社会保険料について規定しているそれぞれの法令において事業主が負担することが定められている額に限り、かつ) ②補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 ③補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等 ④補償対象者が職場に復帰するにあたり、業務の遂行を支援するために要した職場環境整備費用 ⑤補償対象者のお見舞いに関する費用。ただし、記名被保険者または事業主の対象親族である補償対象者に支払う費用は除きます。 ⑥記名被保険者が当社の書面による同意を得て支出した日本国内で行う次のいずれかに該当するコンサルティング(コンサルティング事業者^(注3)が行う支援、指導または助言業務をいいます)に関する費用。ただし、通常支出している人件費や弁護士顧問料等を除きます。 ア. 補償対象者が休業したことに関する相談等対応 イ. 再発防止対応 (注1) 保険証券記載の補償対象者のうち、記名被保険者の構成員(記名被保険者の業務に従事する者のうち、記名被保険者に使用され賃金を支払われる者、記名被保険者の役員等(事業主または役員))をいいます。本特約において、同様とします。 (注2) この特約の別表に規定する悪性新生物(がんをいい、上皮内新生物を含みます)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎、精神障害をいいます。 (注3) 補償対象者の対象疾病または対象親族の介護に関連した記名被保険者の対応の全般または一部を支援、指導または助言を行う者をいい、弁護士および司法書士を含みます。 ●お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき、補償期間中100万円を限度とします。ただし、上記③～⑤までの費用については、それぞれ補償対象者1名あたり次の額を限度とします。 上記③の費用:20万円限度、上記④の費用:20万円限度、上記⑤の費用:10万円限度 なお、③～⑤までの限度額は、100万円の限度額に含まれるものとします。 保険金をお支払いできない主な場合 1)の「保険金をお支払いできない主な場合(1)①～⑥」のほか、補償対象者が対象疾病を発病した場合については次の(1)～(2)、対象親族の介護のために介護休業を取得した場合については次の(3)～(5)に該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 (1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①補償対象者の故意または重大な過失 ②補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって発病した疾病 ④補償対象者の妊娠または出産 (2) 補償対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、保険金をお支払いできません。 (3) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①介護対象者の故意または重大な過失 ②介護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における介護対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ④治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における介護対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑤介護対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 (4) 介護対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、保険金をお支払いできません。 (5) 正当な理由がなく介護対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者、記名被保険者もしくは補償対象者が治療をさせなかったことにより、介護対象者の介護のために補償対象者の介護休業が必要となった場合または補償対象者の介護休業が31日を超えて継続した場合は、当社は、保険金をお支払いできません。
被災労働者 支 援 費 用 補 償 特 約	被災労働者 支 援 費 用 補 償 保 険 金	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額) 保険期間中に補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または就業不能となった場合に記名被保険者が次の費用で、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、死亡した時または就業不能となった日のいずれか早い時からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、かつ ①被災労働者が療養のため、または離職したことにより対象親族の住所へ移転する場合、および、就業不能が終了し記名被保険者の業務に再び従事するために対象親族の住所から被災労働者の居住地^(注1)へ赴く場合における、次の移動費用。ただし、1回の就業不能につき、1回を限度とします。 ア. 交通費 イ. 被災労働者の居住地^(注1)と対象親族の住所との間の行程における宿泊施設の客室料 ウ. 渡航手続費

補償内容の詳細 ⑤

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
被災労働者 支援費用 補償特約	被災労働者 支援費用補償 保険金	②被災労働者または対象親族への書類送付等の郵送料および国際電話料 ③被災労働者が死亡した時または被災労働者の就業不能期間中、対象親族が被災労働者の居住地^(注1)または入院先等^(注2)に滞在する場合の次の費用。ただし、死亡または1回の就業不能につき、1回を限度とし、就業不能となった後にその就業不能の原因となった身体障害によって事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、1回の就業不能とみなします。 ア. 被災労働者の居住地^(注1)または入院先等^(注2)までの往復の交通費 イ. 被災労働者の居住地^(注1)または入院先等^(注2)までの行程における宿泊施設の客室料 ウ. 被災労働者の居住地^(注1)または入院先等^(注2)に滞在している期間における宿泊施設の客室料 エ. 渡航手続費 オ. 通訳雇入費 ④記名被保険者の役員・使用人またはこれらの代理人を、被災労働者の居住地^(注1)または入院先等^(注2)および対象親族の住所(以下、本条において「現地」とします。)に派遣した場合の次の費用。 ア. 交通費 イ. 現地までの行程における宿泊施設の客室料 ウ. 現地に滞在している期間における宿泊施設の客室料 エ. 渡航手続費 オ. 通訳雇入費 カ. その他事前に当社が認めた派遣に必要な費用 (注1) 被災労働者が身体障害を被り死亡または就業不能となった時点における居住地およびその所在する地域をいいます。なお、就業不能となつてから記名被保険者の業務に再び従事する時までに居住地が変更となった場合は、変更後の居住地およびその所在する地域を含みます。 (注2) 被災労働者の入院先等とは、以下のいずれかをいいます。 ①被災労働者の死亡が確認された場所およびその所在する地域 ②被災労働者の遺体が安置されている場所およびその所在する地域 ③被災労働者が治療を受けている場所およびその所在する地域 ●お支払いする保険金の額 1回の事故につき補償対象者1名ごとに次の額を限度とし、前記①～④までの金額の合計は100万円を限度とします。 前記①の費用:30万円限度 前記②の費用:20万円限度 前記③の費用:30万円限度 前記④の費用:30万円限度 保険金をお支払いできない主な場合 1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
使用者 賠償責任 補償特約	使用者賠償 保険金・費用 通共	1.この特約において、「身体の障害」とは、傷害または疾病(風土病を除きます)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 2.この特約において、「被保険者」とは、次のいずれかに該当する方とします。ただし、②に規定する方については、記名被保険者の業務遂行に起因して損害を被る場合に限り、 ①記名被保険者 ②記名被保険者のすべての役員および使用人(既に退任している役員または退職している使用人を含まず。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。) 3.記名被保険者が建設業者の場合で、かつ記名被保険者の下請負人の役員等または使用人が補償対象者であるときは、この特約の被保険者には、次に該当する方を含みます。ただし、記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限り、 ①記名被保険者の下請負人 ②上記①の役員および使用人 ●お支払いする保険金の額 補償対象者が保険期間中に業務に従事している間に被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、その損害賠償責任額が、次の①～③までの金額の合計額を超える場合、正味損害賠償金額を、保険金として被保険者にお支払いします。 ①労災保険法等により給付されるべき金額(「特別支給金」を含みません) ②自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③次のいずれか高い金額 ア. 被保険者が災害補償規定等に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 イ. 被保険者がこの特約がセットされた保険契約の保険金^(注)の支払により法律上の損害賠償責任を免れる金額 (注) 保険金とは、同一の被保険者について補償対象者への法定外補償として保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約が締結されている場合は、その保険契約または共済契約により支払われる保険金または共済金を含みます。 ●お支払いする保険金の額 被保険者の数にかかわらず、補償対象者1名および1回の災害^(注)につき支払限度額を限度とします。1回の災害^(注)によって複数の補償対象者が身体の障害を被った場合、1回の災害について保険金としてお支払いする正味損害賠償金額の総額は、身体の障害を被ったそれぞれの補償対象者について定められている保険証券記載の1回の災害^(注)の支払限度額のうち、最も大きい額を限度とします。ただし、それぞれの補償対象者における1回の災害^(注)の支払限度額は、補償対象者ごとに定められている保険証券記載の支払限度額を限度とします。 (注) 1回の災害とは、発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。 ●お支払いする保険金の額 補償対象者が被った身体の障害に関して、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金として被保険者にお支払いします。 ①当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
	使用者賠償 保険金	補償対象者が被った身体の障害に関して、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金として被保険者にお支払いします。 ①当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
		②当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 ③当社の要求に従い、当社に協力するために要した費用 ④他人から損害の賠償を受けることができる場合において、権利の保全または行使に必要な手続きのために要した必要または有益な費用 ●お支払いする保険金の額 前記①～④の費用の全額をお支払いします。ただし、①および②の費用については、正味損害賠償金額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の正味損害賠償金額に対する割合によって、お支払いします。
		保険金をお支払いできない主な場合
		(1) 次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます)については、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者もしくは被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます) ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ⑤上記②～④までの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由 (2) 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約または災害補償規定等があり、その契約または規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金もしくは費用 ②被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 (3) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いできません。 (4) 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金をお支払いできません。

など

特約名	特約の主な内容
使用者賠償責任限定補償 (死亡・後遺障害第1～7級)特約	補償対象者が業務に従事している間に被った身体の障害が次のいずれかに該当する場合に限り、この保険契約にセットされた使用者賠償責任補償特約の規定に従い、保険金をお支払いします。 ①死亡した場合 ②後遺障害の等級が、第1級から第7級までの場合 ③後遺障害に対する保険金支払割合が42%以上の場合
使用者賠償責任限定補償 (死亡のみ)特約	補償対象者が業務に従事している間に身体の障害を被り、その直接の結果として死亡した場合に限り、この保険契約にセットされた使用者賠償責任補償特約の規定に従い、保険金をお支払いします。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
雇用慣行賠償責任補償特約 ※前契約を他の保険会社と締結していた場合は、保険申込書に他社保険証券等(写)を添付してください。	損害賠償金 争訟費用 応訴費用	次のいずれかの事由によって被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。 (1) 補償対象者 ^(注1) に対して行った次の〈不当行為〉に起因して、補償対象者 ^(注1) より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと。 〈不当行為〉 ①差別的行為 ②ハラスメント ③不当解雇等 ④人格権侵害(雇用契約の募集、締結、存続、履行または終了がなかったならば行われなかったであろう人格権侵害に限り、⑤不当評価等 ⑥説明義務違反 ⑦報復的行為 ⑧上記①～⑦までの行為を防止するために必要な措置を講じる義務に違反する行為 (2) 次の〈第三者ハラスメント〉に起因して、第三者より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと。ただし、上記(1)に該当する場合を除きます。 ただし、法律上の損害賠償金、争訟費用、応訴費用のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限り、 〈第三者ハラスメント〉 記名被保険者の構成員である補償対象者が、記名被保険者との委任または雇用関係にある間に、記名被保険者の業務の遂行上、または構成員としての地位に関連して、第三者に対して行ったハラスメント ^(注) または第三者に対して行った人格権侵害をいいます。 (注) 言動、文書による意思表示またはその他の行為(性的なものを含みます)により、第三者に不利益を被らせること、または不快な感情を抱かせることをいいます。 ※この特約において「被保険者」とは、次のいずれかに該当する方とします。 ①記名被保険者 ②記名被保険者のすべての役員および使用人 ^(注2) 。ただし、記名被保険者の業務遂行につき行った不当行為または第三者ハラスメントに起因して損害を被る場合に限り、 ③記名被保険者が建設業者の場合における記名被保険者の下請負人、下請負人の役員および使用人。ただし、第三者ハラスメントによって、記名被保険者とともに損害を被った場合に限り、 (注1) 次の方を含みます。

補償内容の詳細 ⑥

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
雇用慣行 賠償責任 補償特約 ※前契約を他の保険会社と締結していた場合は、保険申込書に他社保険証券等(写)を添付してください。	損害賠償金 争訟費用 応訴費用	・既に退職した方。ただし、不当解雇等以外の不当行為については、初年度契約の始期日より後に補償対象者であった方に限ります。 ・子会社の構成員。ただし、構成員の範囲については、記名被保険者の構成員のうち、保険証券記載の補償対象者の範囲と同様とします。 ・記名被保険者の採用応募者 (注2) 記名被保険者のすべての役員および使用人には、既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。 ●お支払いする保険金の額 一連の損害賠償請求^(注1)および保険期間中につき、すべての被保険者に対してお支払いする金額の合計で支払限度額を限度に、被保険者が負担する法律上の損害賠償金、争訟費用、応訴費用をお支払いします。 (注1) 損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為^(注2)またはその行為^(注2)に関連する他の行為^(注2)に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。 (注2) 行為とは、不当行為または第三者ハラスメントをいいます。 保険金をお支払いできない主な場合 (1) 被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次の①～③までの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にこの規定が適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。 ① 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 ② 被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求 ③ 被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求 (2) 被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。また、②の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。 ① 初年度契約の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求 ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。 ア. 初年度契約の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合 イ. 他の保険会社において、初年度契約の始期日を保険期間の満期日(満期日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします)とし、前記の(不当行為)に起因して、補償対象者より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことを補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、他の保険会社の保険契約の保険期間中に行われた不当解雇等について損害賠償請求がなされた場合 ② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 ④ 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求 ア. 汚染物質^(注)の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態 イ. 汚染物質^(注)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請 ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)または騒擾^{しやう}に起因する損害賠償請求 ⑥ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求 ⑦ 直接であると間接であるとを問わず、核物質(核原料物質、特殊核物質または副生成物)の危険性(放射性、毒性または爆発性を含みます)またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求 ⑧ 次のいずれかに該当するものに対する損害賠償請求 ア. 身体の障害(傷害、疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡) イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます) ⑨ 直接であると間接であるとを問わず、石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求 ⑩ 法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金(時間外または休日の割増賃金を含みます)、退職金その他の給付金の給付義務(将来の給付義務または条件付給付義務を含みます)に起因する損害賠償請求(不当行為に起因して発生した損害賠償請求を除きます) ⑪ 労働時間、休日または休暇の取得等に起因する損害賠償請求 ⑫ 財形貯蓄、従業員持株会、公的年金、企業年金その他従業員からの資金の受託管理に起因する損害賠償請求 ⑬ 知的財産権の帰属または職務発明の対価もしくは報酬に起因する損害賠償請求 ⑭ 記名被保険者の倒産に起因する損害賠償請求。なお、倒産とは、次のいずれかに該当する事由が生じたことをいいます。 ア. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立がされること。 イ. 取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたこと。 ウ. 財産につき強制換価手続が開始されたこと、仮差押命令が発せられたことまたは保全差押としての通知が発せられたこと。 ⑮ 情報の漏えいに起因する損害賠償請求。ただし、被保険者が補償対象者に対して行った不当行為および第三者ハラスメントに起因するものは除きます。 (注) 固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すず、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
		(3) 被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 労働基準法、労働者災害補償保険法その他労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合の使用者の負担を定める法令における災害補償にかかる規定に違反したこと起因する損害賠償請求 ② 労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求。ただし、労働争議または団体交渉に関与した補償対象者に対して報復的行為を行ったこと起因する損害賠償請求を除きます。 ③ 被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計を共にする親族に対して行った不当行為または第三者ハラスメントに起因する損害賠償請求 など
		保険金をお支払いできない主な場合の適用除外 (1) 「保険金をお支払いできない主な場合」(1)の規定は、それらの行為を行った者に対する監督不履行があったとの申し立てに基づき、記名被保険者に対してなされた損害賠償請求については適用しません。 (2) 「保険金をお支払いする主な場合」および「保険金をお支払いできない主な場合」(2)⑩ならびに(3)②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する損害賠償請求または争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等)がなされたことによる損害のうち、被保険者が争訟費用、応訴費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ① 法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金(時間外または休日の割増賃金を含みます)、退職金その他の給付金の給付義務(将来の給付義務または条件付給付義務を含みます)に起因する損害賠償請求(賃金請求権の行使を含みます) ② 記名被保険者の労働組合または類似するその他の社内組織以外の者からなされた労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求(賃金請求権の行使を含みます) ③ 被保険者の不当行為に対する、損害賠償請求以外の争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等)

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
疾病補償 (入院日額型) 特約	疾病入院補償 保険金	補償対象者 ^(注1) が疾病 ^(注2) を発病 ^(注3) し、その直接の結果として日本国内の病院等で入院を開始した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注1) 保険証券記載の補償対象者のうち、記名被保険者の構成員であって、次のいずれかに該当する方(始期日における満年齢が75才以上の方を除きます)とします。ただし、始期日以降に次の①から⑥までに該当した構成員は、その日から補償対象者に該当するものとします。本特約において、以下同様とします。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項に規定する被保険者。ただし、同条第2項に規定する日雇特例被保険者および第4項に規定する任意継続被保険者を除きます。 ② 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第37条第1項および地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第39条第1項に規定する組合員 ③ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第14条第1項に規定する教職員等 ④ 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条に規定する船員として船舶所有者に使用される者 ⑤ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者。ただし、第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者、第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者および第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除きます。 ⑥ 記名被保険者が個人事業主の場合には、記名被保険者本人 (注2) 補償対象者が被った身体の障害のうち、傷害、業務に起因して発生した症状、労災認定された疾病等、職業性疾病のいずれにも該当しないものをいいます。本特約において、以下同様とします。 (注3) 保険期間の開始時 ^(注4) より前に発病した疾病(その病気と医学上因果関係がある病気を含みます)による損害については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます)を継続された場合で、疾病を発病した時が、その疾病による入院を開始した日からご契約の継続する期間を遡及して365日以前であるときは、保険金をお支払いします。 (注4) この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます)に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 ●お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 疾病入院補償保険金支払限度日額 × 入院した日数^(注) (注) 入院した日数は保険証券記載の支払限度日数を限度とし、入院を開始した日から起算して365日を経過した日の翌日以降の入院の日数は含みません。 保険金をお支払いできない主な場合 (1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者もしくは記名被保険者 ^(注1) またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ^(注2) ④ 核燃料物質 ^(注3) もしくは核燃料物質 ^(注3) によって汚染された物 ^(注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ⑤ 上記②から④までの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由 ⑥ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦ 補償対象者の故意または重大な過失 ⑧ 補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ⑨ 治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用

補償内容の詳細 ⑦

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
疾病補償 (入院日額型) 特約	疾病入院補償 保険金	⑩治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑪補償対象者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産褥期の異常^(注5)の場合は、この規定を適用しません。 (2)当社は、補償対象者が頸部症候群^(注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、保険金をお支払いできません。 (注1)保険契約者もしくは記名被保険者とは、保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注2)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (注3)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。 (注4)核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。 (注5)異常妊娠、異常分娩または産褥期の異常は、具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (注6)頸部症候群とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
疾病補償 (医療費用実損型) 特約	疾病医療費用 補償保険金	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額) 次のいずれかの事由が発生した場合に、補償対象者が負担した費用に対して、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な金額に限りです。 ①補償対象者が疾病を発病^(注1)し、その直接の結果として日本国内の病院等において入院を開始し、治療費用(補償対象者が負担した一部負担金)または入院諸費用^(注2)を負担した場合。ただし、補償対象者が入院を開始した日からその日を含めて365日以内に要した費用。 ②補償対象者が疾病を発病し、その治療のために日本国内の病院等において先進医療、拡大治験または患者申出療養を受け、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用^(注3)を負担した場合。 ※1 前記費用のうち、次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、補償対象者が負担した費用の額から差し引くものとします。 ①公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費 ②公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、補償対象者に対して行われる治療に関する給付(公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」)を含みます) ③補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金 ④補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(他の保険契約等により支払われた疾病医療費用補償保険金に相当する保険金または共済金を除きます) ※2 この特約において「疾病」とは補償対象者が被った身体の障害のうち、傷害、業務に起因して発生した症状、労災認定された疾病等、職業性疾病のいずれにも該当しないものをいいます。 ※3 この特約において、「補償対象者」とは、疾病補償(入院日額型)特約に記載の「補償対象者」に同じとなります。 (注1)保険期間の開始時^(注4)より前に発病した疾病(疾病には、その病気と医学上因果関係がある病気を含みます)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます)に継続加入された場合で、疾病を発病した時が、その疾病による入院を開始した日またはその疾病の治療のために先進医療、拡大治験もしくは患者申出療養を受けた日からご契約の継続する期間を遡及して365日以前であるときは、保険金をお支払いします。 (注2)入院諸費用とは、次のものをいいます。 ①ベッド等使用料 ②後記(別表1)に掲げる選定療養または評価療養に要する費用。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費(公的医療保険制度を定める法律に規定された「保険外併用療養費」をいい、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます)を除きます。 ③補償対象者が後記(別表2)のいずれかの状態に該当し、かつ医師が付添を必要と認めた期間において、親族が補償対象者の付添をした場合の交通費または寝具等の使用料 ④補償対象者の家庭において医師が付添を必要と認めた期間または家事従事者である補償対象者が入院している期間に雇入れたホームヘルパー(炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする方)の雇入費用(ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます) ⑤入院のために必要とした病院等までの交通費、医師が必要と認めた転入院のために必要とした交通費、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費。ただし、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用でお支払いの対象となる交通費を除きます。 ⑥補償対象者が入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養または生活療養のうち食事の提供である療養に要する費用 ⑦補償対象者と同居の親族が介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する「要介護認定」を受けた場合または同法第19条第2項に規定する「要支援認定」を受けた場合の、補償対象者が入院している期間中における次に掲げる費用 ア. 介護従事者(介護を主たる職業とする方をいいます)の雇入費用(介護従事者の紹介料および交通費を含みます) イ. 被介護者または被要支援者を収容する介護施設(介護保険法に規定された介護老人保健施設ならびに老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定された養護老人ホームおよび特別養護老人ホーム等をいいます)への預入費用 ⑧補償対象者の入院期間中に要した費用であって、家事従事者である補償対象者が家事に従事できなくなったことにより、その家事を代行するために要する費用のうち次に掲げる費用 ア. 清掃代行サービス業者(家庭の掃除を有償で行うことを事業とする方をいいます)利用費用 イ. ベビーシッター(子守等のこどもの世話を有償で行うことを職業とする方をいいます)雇入費用 ウ. 託児所・保育所等の費用(入院の期間中、託児所、保育所等のこどもの保育を目的とした有料の施設にこどもを預けるために必要な費用をいいます) エ. クリーニング費用(配送費も含みます)

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
		(※1) 前記①、③および④ならびに⑥から⑧は、補償対象者が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用に限り、 (※2) 前記⑤は、入院した期間の全部または一部において、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限り、 (※3) 前記③および④は、いずれも1日につき1名分の費用に限り、 〈別表1〉 1. 予約に基づく診察 2. 病院等が表示する診療時間以外の診察 3. 病床数が200以上の病院について受けた初診 4. 病床数が200以上の病院について受けた再診 5. 厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護に要する費用 6. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条第1項(同法第23条において準用する場合を含みます)または同法第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造販売したその承認に係る医薬品(人体に直接使用されるものに限り、別に厚生労働大臣が定めるものを除きます)の投与 〈別表2〉 1. 病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合 2. 病状は必ずしも重篤ではないが、手術のため術前・術後の一定期間にわたり、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合 3. 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合 (1) 体位変換または床上起座が不可または不能であること。 (2) 食事および用便につき介助を要すること。 4. 補償対象者の年齢、体質や病状等の影響により1. ～3. までに準ずる状態にあり、常時監視や介護が必要不可欠な場合 (注3) 先進医療・拡大治験・患者申出療養費用とは、次の費用をいいます。 ① 先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費(公的医療保険制度を定める法律に規定された「保険外併用療養費」をいい、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます)を除きます。本特約において、以下同様とします。 ② 次に掲げる交通費 ア. 上記①の先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるために必要とした病院等までの交通費 イ. 医師が必要と認めた病院等への転入院のために必要とした交通費 ウ. 退院のために必要とした病院等から住居までの交通費 ③ 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるために必要とした宿泊費(1泊につき1万円を限度) (注4) この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます)に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 ●お支払いする保険金の額 補償対象者1名につき次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 ① 治療費用または入院諸費用 ……1回の入院につき保険証券記載の「治療費用・入院諸費用支払限度額」の金額 ※1 治療費用・入院諸費用支払限度額は、ご契約時に[50万円/100万円/200万円]からご選択いただけます。また、入院諸費用のうちベッド等使用料については[1万円/2万円/3万円/限度額設定なし]からご選択いただけます。[1万円/2万円/3万円]を選択された場合、ベッド等使用料については[[1万円/2万円/3万円]×入院日数]を限度としてお支払いします。 ※2 ベッド等使用料は入院諸費用に含まれます。治療費用・入院諸費用支払限度額を超えてお支払いするものではありません。 ② 先進医療・拡大治験・患者申出療養費用 ……1回につき1,000万円 保険金をお支払いできない主な場合 疾病補償(入院日額型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、補償対象者の痔核、裂肛または痔瘻を原因として開始した入院によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いできません。
がん治療費用 拡張補償 (医療費用 実損型)特約	がん医療費用 補償保険金	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額) 補償対象者ががん(上皮内新生物を含みます)を発病(注1)した場合に、「疾病補償(医療費用実損型)特約」の規定の一部読み替え、次のア. またはイ. のいずれかの事由が発生し、補償対象者が負担した、治療費用および入院諸費用またはがん関連装着品費用(がんの治療に伴う脱毛症状に起因して負担したウィッグの購入費用およびがんの治療に伴う乳房の切除手術に起因して負担した胸部補整具の購入費用)に対して、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ア. 補償対象者ががんを発病し、その直接の結果として入院を開始した場合 イ. 補償対象者が医師によって、病理組織学的所見(生検)(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります)により、がん罹患したことが診断され、がんの治療を直接の目的として通院を開始した場合 ※1 前記費用のうち、次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、補償対象者が負担した費用の額から差し引くものとします。 ① 公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費 ② 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、補償対象者に対して行われる

補償内容の詳細 ⑧

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
がん治療費用 拡張補償 (医療費用 実損型)特約	がん医療費用 補償保険金	治療に関する給付(公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」)を含みます) ③補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金 ④補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(他の保険契約等により支払われたがん医療費用補償保険金および疾病医療費用補償保険金に相当する保険金または共済金を除きます) ※2 補償期間とは、当社ががん医療費用補償保険金をお支払いする期間の限度日数で、以下の期間をいいます。 ①前記ア.に規定する支払事由に該当する場合は、前記ア.に規定する入院を補償対象者が開始した日からその日を含めて730日および入院を開始した日の前日以前60日 ②前記イ.に規定する支払事由に該当する場合は、がん診断日^(注4)からその日を含めて730日およびがん診断日の前日以前60日 ※3 この特約において、「補償対象者」とは、疾病補償(入院日額型)特約に記載の「補償対象者」に同じとなります。 ※4 この特約において、「入院諸費用」とは、疾病補償(医療費用実損型)特約に記載の「入院諸費用」に同じとなります。 (注1) 保険期間の開始時^(注2)より前に発病したがん^(注3)については保険金をお支払いしません。ただし、「疾病補償(医療費用実損型)特約」をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます)に継続加入された場合で、がん^(注3)を発病した時が、そのがん^(注3)による入院を開始した日またはがん診断日からご契約の継続する期間を遡りして365日以前であるときは、保険金をお支払いします。以下同様とします。 (注2) この契約をセットした保険契約(補償内容が同様の当社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます)に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (注3) がんには、そのがんと医学上因果関係がある疾病を含みます。 (注4) がんに罹患したことが医師によって診断された日(転移したがん^(注5)の場合はその原発がんの診断日とします)をいいます。 (注5) 原発がんと原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます)が同じであると診断されたがんをいい、原発がんと同じ部位に再発したがんを含みます。 ●お支払いする保険金の額 前記ア.またはイ.のいずれかの事由に該当した日から補償期間内に要した費用で、補償対象者1名ごとに、1回の補償期間につきお支払いする損害の額は300万円を限度とします。また、がん関連装着品費用は10万円を限度とし、300万円の限度額に含まれるものとします。 保険金をお支払いできない主な場合 疾病補償(医療費用実損型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じとなります。
出産・育児 休業支援費用 補償特約	出産・育児 休業支援費用 補償保険金	保険期間中に補償対象者(記名被保険者の使用人をいいます)が、次のいずれかの〈事象〉により休業を開始し、その休業を開始した日^(注1)からその日を含めて、法定休業^(注2)により合計で31日以上休業した場合、またはその子の出生日以降に法定休業以外の制度による休業を含めて連続して31日以上休業した場合(法定休業を6日以上取得したときに限ります)に、記名被保険者が次の〈対象となる費用〉を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。なお、その子が1才に達した日の翌日以降の休業は、休業した期間には含めません。 ※初年度契約の場合、その子の実際の出産日または出産予定日のいずれか遅い日からその日を含めて280日を遡った日が、保険期間の開始時(継続契約の場合は、継続されてきた初年度契約の開始時)より前またはこの特約の補償対象者となった時より前であるときは、保険金をお支払いできません。 〈事象〉 ①補償対象者またはその配偶者が妊娠した場合、その子の出産または育児 ②上記①を除く、補償対象者の子(育児休業の対象となる子に限ります)の育児 〈対象となる費用〉 記名被保険者が補償対象者へ支給する次のいずれかに該当する金銭をいいます。 ①記名被保険者が、休業する補償対象者へ支給するものとして定める金銭 ただし、次のいずれかに該当する補償対象者に支給する金銭は除きます。 ・記名被保険者または事業主の配偶者、祖父母、孫、兄弟姉妹 ・記名被保険者または事業主またはその配偶者の父母、子 ②記名被保険者が、休業する補償対象者とは別の補償対象者へ、休業の取得推進のために支給するものとして定める金銭。ただし、補償対象者が休業を開始した時に、休業する補償対象者と同じ事業場^(注3)に所属する補償対象者へ支給するものに限ります。 (注1) その休業を開始した日は、法定休業により合計で31日以上休業した場合は、法定休業による休業の初日、その子の出生日以降に法定休業以外の制度による休業を含めて連続して31日以上休業した場合は、出生日以降の休業の初日とします。 (注2) 法定休業とは、次のいずれかによる休業をいいます。本特約において、以下同様とします。 ・労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に基づく産前産後休業 ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第9条の2に定める出生時育児休業または第5条に定める育児休業 (注3) 事業場とは、労働安全衛生法通達(昭和47年9月18日労働省発基第91号)第2の3に規定する事業場の範囲を適用単位とします。 ●お支払いする保険金の額 1回の休業につき、次表の額を限度に損害の額をお支払いします。 ※1回の休業とは、その休業の原因となった同一の子の出産または育児のための休業をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いする保険金の額)	
		〈対象となる費用〉	限度額
		①	3万円
		②	補償対象者1名につき3万円
		①と②の合計で 30万円を限度	
		保険金をお支払いできない主な場合	
		■1の「保険金をお支払いできない主な場合」の(1)①～⑥に同じとなります。	

特約名	保険金をお支払いする主な場合 (お支払いする保険金の額)
特 定 疾 病 (八 大 疾 病 お よ び 精 神 障 害) の み 補 償 特 約 (疾 病 補 償 特 約 用)	(1) 疾病補償特約^(注1)に規定する補償対象者の次の〈対象疾病〉の治療を目的とする場合に限り、この保険契約にセットされた疾病補償特約に従い保険金をお支払いします。 (2) 疾病補償特約に規定する補償対象者が、〈対象疾病〉以外の疾病による入院中に、〈対象疾病〉の治療を目的とする入院^(注2)を開始した場合は、その〈対象疾病〉の治療を目的とする入院^(注2)を開始した日を疾病補償特約に規定する補償対象者が入院を開始した日とみなし、疾病補償特約および普通保険約款の規定を適用します。 (注1) 疾病補償 (入院日額型) 特約および疾病補償 (医療費用実損型) 特約をいいます。以下同様とします。 (注2) 〈対象疾病〉の治療を目的とする入院とは、その〈対象疾病〉のみによっても入院の必要があるものに限ります。 〈対象疾病〉 悪性新生物(がんをいい、上皮内新生物を含みます)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎、精神障害

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、当社は協賛会社として参加しています。

タフビズ業務災害補償保険なら30点！



事故が起こった場合

〈事故が起こった場合の手続き〉

- 事故が起こった場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

タフビズ業務災害補償保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あいおいニッセイ同和損保の 24時間365日事故対応サービス

It's MORE
いつも安心。もっと安心。

なら、いつも安心。もっと安心。

事故の受付から保険金支払いまでのフロー

事故の受付

保険金支払いの
可否判断

金曜日の深夜

従業員が業務中に転倒し骨折をしました。
これって補償対象になりますか？

お客さまの契約内容によっては補償の対象となる
可能性がございますので、
まずは契約内容を確認させていただきます。

一般的な相談、既に当社対応中の相談

一般的な相談
アドバイス

既に当社対応中事案の
相談・対応

既に当社対応中のご相談

業務中に負傷した従業員から、けがが完治
したとの報告を受けました。保険金請求は
どうしたらいいでしょうか？

それでは、保険金請求の流れと必要書類を
ご説明させていただきます。

※契約内容や事故の状況により、保険金お支払い可否の判断など事故対応サービスの内容は異なります。
※お客さまや相手の方との面談による対応、保険金のお支払手続等は、平日の営業時間内での対応となります。

保険金請求書類のご提出 ▶▶▶▶ 保険金お支払内容の確定 ▶▶▶▶ 保険金のお支払い

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

事故の
場合は

事故が起こった場合は、
遅滞なく代理店・扱者または
右記までご連絡ください。

0120-985-024
(無料)

24時間・365日受付

※IP電話からは0276-90-8852
(有料)におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

ご注意いただきたいこと

複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●このパンフレットは「タフビズ業務災害補償保険」および「タフビズ業災 ヘルスケアPlus+」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

●「タフビズ業務災害補償保険」は「業務災害補償保険」のペットネームです。

●「タフビズ業災 ヘルスケアPlus+」は疾病補償(入院日額型)特約もしくは疾病補償(医療費用実損型)特約をセットした業務災害補償保険のペットネームです。

●契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(250101) (2024年12月承認) GA24-300570 (33-820)